

# 鎌ヶ谷市障がい者計画

共に生き 共にひらく 福祉のまちづくり

平成 19 年 3 月

鎌 ヶ 谷 市



---

## はじめに

鎌ケ谷市では、市民の誰もがその人らしく地域で安心して生活し、活動できることが、本来、社会のあるべき姿であるという理念のもと、障がいのある人もない人も共に支えあうまちづくりをめざして、平成11年3月に「鎌ケ谷市障害者計画」を策定しました。

その後8年を経過するなかで障がい者福祉をめぐる状況は大きく変化してまいりました。特に、平成17年10月に成立した障害者自立支援法は、「施設から地域へ」を合言葉に、これまでの障がい者福祉施策のあり様を大きく揺るがすものとなっています。

市では、このような情勢を受けて、現行計画を見直すこととし、「共に生き 共にひらく 福祉のまちづくり」という理念を引き継ぎつつ、今後の障がい福祉施策を展望し、新たな社会情勢に対応した障がい者福祉の基本方針を定めるものとして「鎌ケ谷市障がい者計画」を策定いたしました。

この計画にもとづき、障がい者が地域で自立した生活を安心しておくれるよう、地域における社会資源の活用を図るとともに、地域で見守り支えあうしくみづくりを促進してまいります。

先年、鎌ケ谷市では、人に関する「障害」の字を「障がい」とひらがな表記にあらためました。いろいろなご意見や考え方があるなかで、可能な限り当事者の声を尊重し、障がいを持つ人も持たない人も、互いを認め合う共生社会を作りたいと考えるからです。

本計画の策定にあたりましても、当事者である障がいのある方々の意見や要望をできるかぎり反映させることを第一として、障がい者アンケートや障がい者団体調査を行い、さらに障がい者関係団体や市民公募による方々を含めた策定委員会を設置して、様々なご意見をいただきました。それらを踏まえて平成18年度から22年度までの基本方針と福祉サービスの年次計画を定めたものです。

これから、市民と行政一体となった協働の作業により計画の実現を進めてまいり所存でありますので、市民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、多大なご尽力をいただきました「鎌ケ谷市障がい者計画策定委員会」の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただいた関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成19年3月

鎌ケ谷市長 清水 聖 士

---



# もくじ

I	計画策定にあたって	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	1
3	計画の期間	2
II	障がい者を取り巻く状況	3
1	障がい者の現状	3
2	障がい者意識調査の概要	5
	(1) アンケート調査の実施概要	5
	(2) 回答者の概要	5
	(3) 日常生活の状況	7
	(4) 障がい者福祉サービスについて	10
	(5) 災害時の対応について	15
	(6) 地域活動について	17
	(7) 就労について	21
3	法制度等の変遷	24
	3-1 法制度の変遷	24
	3-2 国及び県の障がい者計画の改定	28
III	主要課題	30
IV	計画の基本的な考え方	33
1	基本理念	33
2	将来の目標像	34
3	基本目標	35
4	施策体系	36
V	施策の展開	37
1	自立した生活を支えるしくみづくり	37
	1-1 地域での生活を支える福祉サービスの充実	37
	1-2 健康の維持・増進とリハビリテーションの充実	41
	1-3 地域で障がい者を支えるしくみづくり	43
	1-4 地域での生活の場の確保	45
2	自己実現や社会参加がしやすい環境づくり	47
	2-1 早期療育体制の充実	47
	2-2 保育・教育の充実	49
	2-3 働く場の拡充	52
	2-4 地域での活動機会の拡充と参加支援	54
3	安心して暮らせる環境づくり	56
	3-1 相談・情報提供活動の充実	56
	3-2 地域で安心して医療をうけられるしくみづくり	58
	3-3 障がい者の権利擁護の推進	60
	3-4 地域の安全と安心の確保	61

4	共生社会のための基盤づくり	63
4-1	市民の啓発・ふれあい事業の推進	63
4-2	障がい者が暮らしやすいまちづくりの推進	66
VI	重点施策	69
VII	サービス提供体制（障がい福祉計画）	71
VIII	計画推進のために	76
	資料編	77
1	策定体制及び策定経過	77
	（1）策定委員名簿	77
	（2）鎌ヶ谷市障がい者計画策定委員会設置要綱	78
	（3）策定経過	80
2	シンボルマーク	81

# I 計画策定にあたって

## 1 計画の趣旨

鎌ケ谷市では、平成11年度から平成22年度までの障がい者施策の基本的な方向を示すものとして平成11年3月に「鎌ケ谷市障害者計画」を策定し、その基本理念である「共に生き 共にひらく 福祉のまちづくり」の実現を目指し、障がい者施策を進めてきたところです。

その後、支援費制度が導入され、障害者基本法の改正や発達障害者支援法の制定、平成17年には障害者自立支援法が成立するなど、障がい者を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

そのため、「鎌ケ谷市障害者計画」の前期の進捗状況と問題点・課題を明らかにするとともに、鎌ケ谷市における新たな社会情勢に対応した障がい者福祉の基本方針を再構築し、「共に生き 共にひらく 福祉のまちづくり」の実現のために、「鎌ケ谷市障害者計画」を見直した「鎌ケ谷市障がい者計画」を策定するものです。

また、障害者自立支援法で義務付けられている数値目標を伴う「障害福祉計画」をも含めて計画することで、障がい者福祉における基本的な計画として、また全市的な取組の指針として活用することを目指すものです。

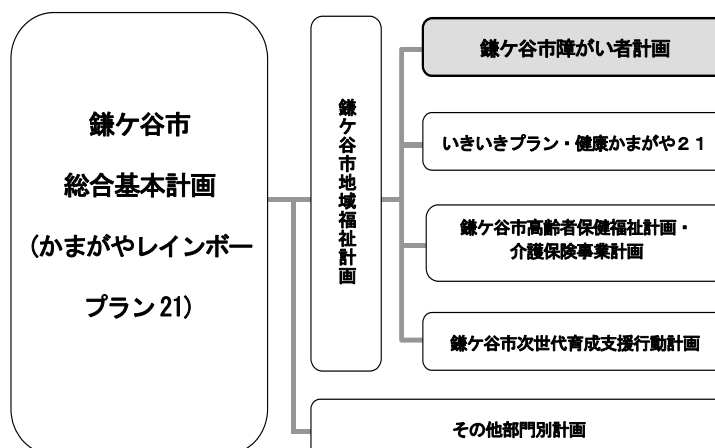
## 2 計画の性格と位置づけ

この計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、鎌ケ谷市の障がい者施策に関する基本的な計画として策定するものであり、国の「新障害者基本計画」や県の「第3次千葉県障害者計画」を踏まえています。

また本計画は同時に、障害者自立支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」の内容も盛り込み、両計画を一体のものとして策定しています。

この計画は、市の最上位計画である総合計画「かまがやレインボープラン21」の部門計画として位置づけるとともに、市の他の関連計画と整合するものとします。

実施計画の策定や各年度の予算編成にあたっては、本計画に沿って事業化を進めるものとします。



### 3 計画の期間

本計画は、旧「鎌ヶ谷市障害者計画」を見直すものとして、平成18年度を初年度とし、旧計画の目標年度である平成22年度までを計画期間とします。

また、本計画には、障害者自立支援法で策定を義務付けている「障がい福祉計画」（指定障がい福祉サービス・指定相談支援・地域生活支援事業等）が含まれています。

「障がい福祉計画」については、国の指針に基づいて、まず平成23年度のサービスの目標値を設定し、次にその目標を達成するために必要な各年度計画のうち、平成18年度から平成20年度までの計画（第一期計画）を策定のうえ本計画のなかに盛り込んでいます。

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
鎌ヶ谷市障がい者計画	→					
(障がい福祉計画)	→ (第一期計画)			→ (第二期計画)		



## Ⅱ 障がい者を取り巻く状況

### 1 障がい者の現状

#### (1) 身体障がい者

平成10年から17年にかけての最近7年間で身体障害者手帳の保有者は1,885人から2,643人へと約40%増加しています。また、程度別にみるとより障がいの重い1級の比率が31.56%から35.38%へと増加しており、障がいの重度化が進んでいます。

身体障害者手帳

年度	総人口 (常住人口)	総数		1級		2級		3級		4級		5級		6級	
		人数	対人口比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
10	102,094	1,885	1.85	595	31.56	343	18.20	288	15.28	417	22.12	123	6.53	119	6.31
11	102,672	1,992	1.94	653	32.78	370	18.57	302	15.16	426	21.39	120	6.02	121	6.07
12	102,675	2,088	2.03	695	33.29	381	18.25	322	15.42	450	21.55	119	5.70	121	5.80
13	102,569	2,217	2.16	751	33.87	401	18.09	336	15.16	469	21.15	129	5.82	131	5.91
14	102,754	2,325	2.26	800	34.41	440	18.92	337	14.49	481	20.69	128	5.51	139	5.98
15	103,234	2,490	2.41	872	35.02	451	18.11	346	13.90	528	21.20	138	5.54	155	6.22
16	103,500	2,501	2.42	877	35.07	471	18.83	325	12.99	555	22.19	126	5.04	147	5.88
17	103,105	2,643	2.56	935	35.38	489	18.50	332	12.56	601	22.74	124	4.69	162	6.13

※数値は各年度末現在

#### (2) 知的障がい者

平成10年から17年にかけての最近7年間で療育手帳の保有者は276人から389人に増加しており、その伸び率は身体障害者手帳保有者とほぼ同率の約40%となっています。程度別については、平成13～15年ごろは重度の比率が45%程度と高かったものの、ここ1～2年は40%台前半で推移しており、身体障がい者のような重度化の傾向は顕著には表れていません。一方、軽度の比率は平成10年の24.64%から26.99%へと大きくなっています。

知的障害者（児）療育手帳

年度	総人口 (常住人口)	総数		重度		中度		軽度	
		人数	対人口比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
10	102,094	276	0.27	118	42.75	90	32.61	68	24.64
11	102,672	294	0.29	130	44.22	93	31.63	71	24.15
12	102,675	309	0.30	135	43.69	96	31.07	78	25.24
13	102,569	325	0.32	148	45.54	100	30.77	77	23.69
14	102,754	347	0.34	155	44.67	104	29.97	88	25.36
15	103,234	342	0.33	154	45.03	104	30.41	84	24.56
16	103,500	380	0.37	158	41.58	121	31.84	101	26.58
17	103,105	389	0.38	166	42.67	118	30.33	105	26.99

※数値は各年度末現在

(3) 精神障がい者

平成10年から17年にかけての最近7年間で精神障害者保健福祉手帳の保有者は38人から227人へと6倍近い増加を示しています。これは、遅れていた精神障がい者対策への取り組みの結果、制度の周知が進み取得者が増加したことが主原因と考えられますが、国全体を見ても精神障がい者数は増加傾向にあることから、今後も取得者は増加するものと思われます。

精神障害者保健福祉手帳

年度	総人口 (常住人口)	総数		1級		2級		3級	
		人数	対人口比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
	人	人	%	人	%	人	%	人	%
10	102,094	38	0.04	9	23.68	19	50.00	10	26.32
11	102,672	44	0.04	9	20.45	24	54.55	11	25.00
12	102,675	57	0.06	9	15.79	36	63.16	12	21.05
13	102,569	67	0.07	8	11.94	47	70.15	12	17.91
14	102,754	90	0.09	15	16.67	59	65.56	16	17.78
15	103,234	123	0.12	22	17.89	76	61.79	25	20.33
16	103,500	174	0.17	25	14.37	106	60.92	43	24.71
17	103,105	227	0.22	33	14.54	131	57.71	63	27.75

※数値は各年度末現在

## 2 障がい者意識調査の概要

平成18年2月に実施した、障がい者アンケートの調査結果の概要は以下の通りです。

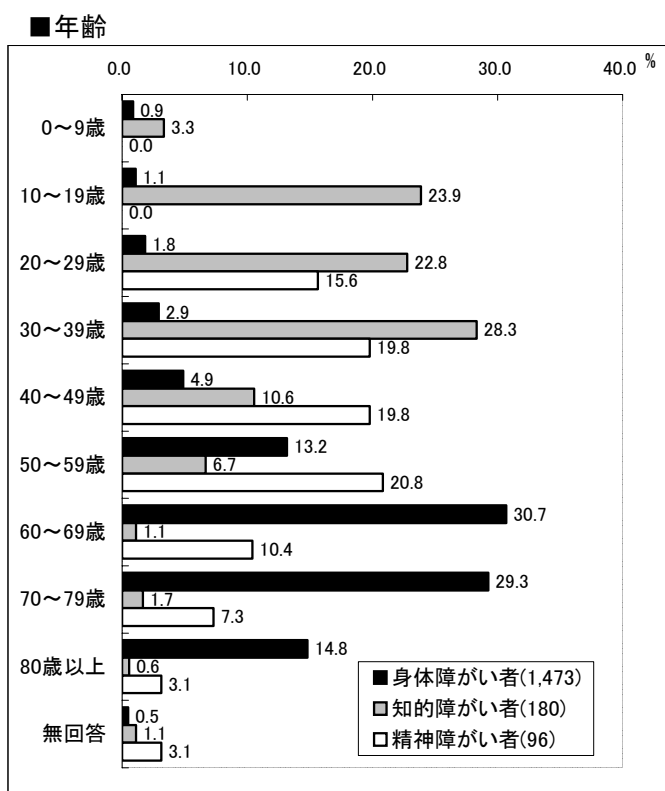
### (1) アンケート調査の実施概要

回答者は身体障がい者が1,473名と全体の82.2%を占め、知的障がい者は約10%、精神障がい者は約5%となっています。また、障がい区分に記載のない方が2.3%となっています。

調査期間	平成18年2月		
調査票の配布回収	郵送配布、郵送回収		
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者全員		
配布数	3,163票		
回収数	1,791票		
回収率	55.6%		
回答者の内訳	身体障がい者	:	1,473票(82.2%)
	知的障がい者	:	180票(10.1%)
	精神障がい者	:	96票(5.4%)
	障がい区分の記入なし(不明)	:	42票(2.3%)

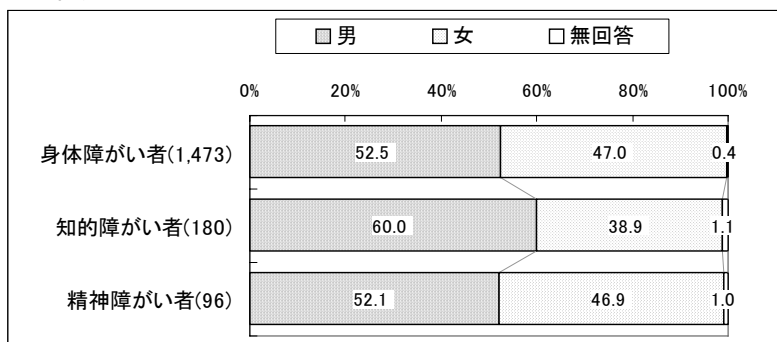
### (2) 回答者の概要

○障がい者の年齢は、身体障がい者では60～70代が全体の6割を占めています。知的障がい者は10～30代までの比率が75%と大半を占めます。精神障がい者は20～50代で76%を占めており、障がい種別ごとに中心となる年齢層が異なります。



○性別については、知的障がい者で男性比率が60%と若干高いものの、身体障がい者及び精神障がい者はわずかに男性が多い程度となっています。

■性別



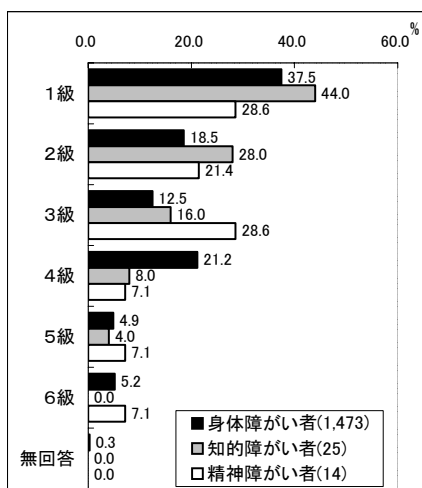
○障がいの程度については、身体障害者手帳所持者では、1級や2級の比率が高くなっています。

○療育手帳所持者では、知的障がいのみの方ではB1やB2の比率が高くなっていますが、身体障がいとの重複のある方では(A)1や(A)2の比率が高くなっています。

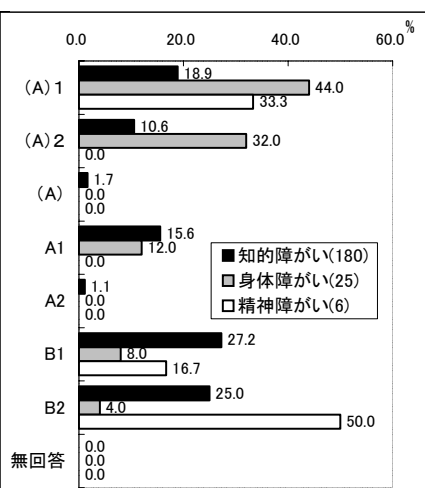
○精神障害者保健福祉手帳所有者については、精神障がいのみの方では2級が約6割を占めますが、重複障がいのある方では1級の比率が半数程度と高くなっています。

■障がいの程度

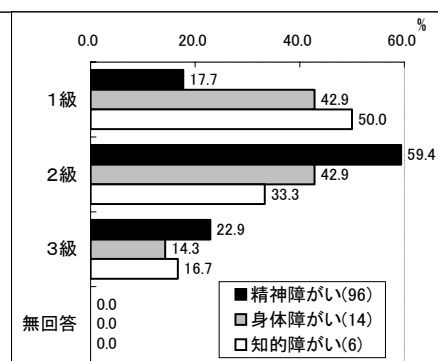
身体障害者手帳



療育手帳



精神障害者保健福祉手帳

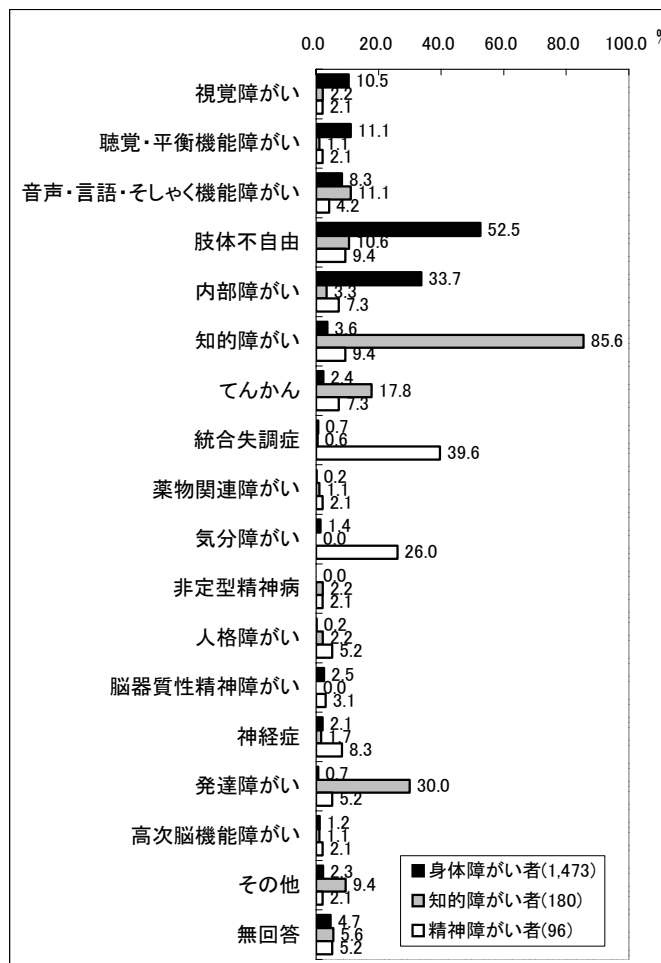


○障がいの部位については、身体障がい者では「肢体不自由」(52.5%)が過半数を占め、次いで「内部障がい」(33.7%)、「聴覚・平衡機能障がい」(11.1%)、「視覚障がい」(10.5%)の順となっています。

○知的障がい者では、「知的障がい」(85.6%)のほか「発達障がい」(30.0%)、「てんかん」(17.8%)などの回答があります。

○精神障がい者では「統合失調症」(39.6%)、「気分障がい」(26.0%)のほか、各項目に該当者がいます。

■障がいの部位(複数回答)



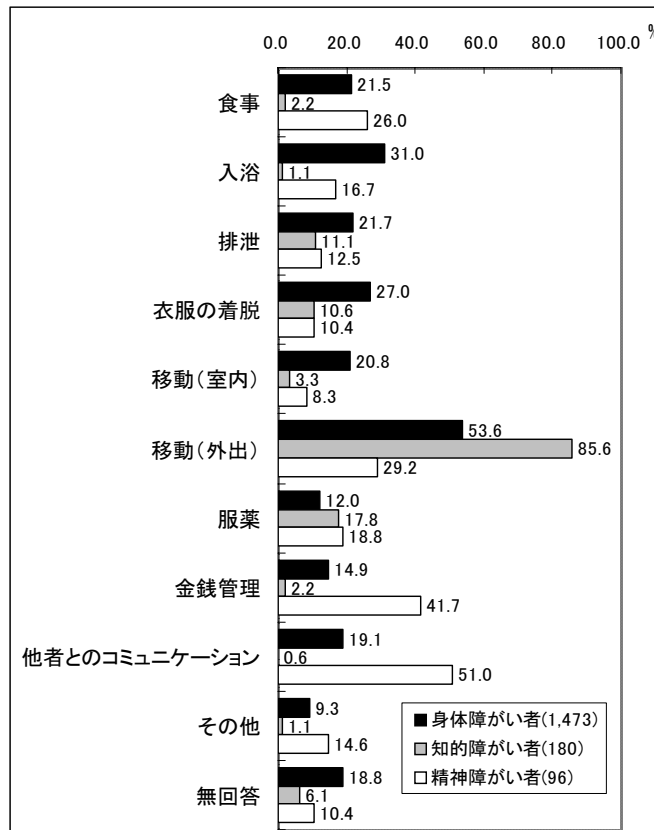
### (3) 日常生活の状況

○身体障がい者では「移動(外出)」(53.6%)が過半数を占めており、「入浴」(31.0%)なども比較的多くなっています。

○知的障がい者では「移動(外出)」(85.6%)と圧倒的に多くなっています。

○精神障がい者では「他者とのコミュニケーション」(51.0%)が過半数を占めており、「金銭管理」(41.7%)で、「移動(外出)」(29.2%)なども多くなっています。

■日常生活での困りごと(複数回答)



○介助者については、高年齢層の多い身体障がい者は「配偶者」(42.5%)が最も多くなっています。

○知的障がい者では「親」(63.3%)が過半数を占めています。

○精神障がい者では「親」(37.5%)、「無回答」(21.9%)、「配偶者」(18.8%)の順となっています。

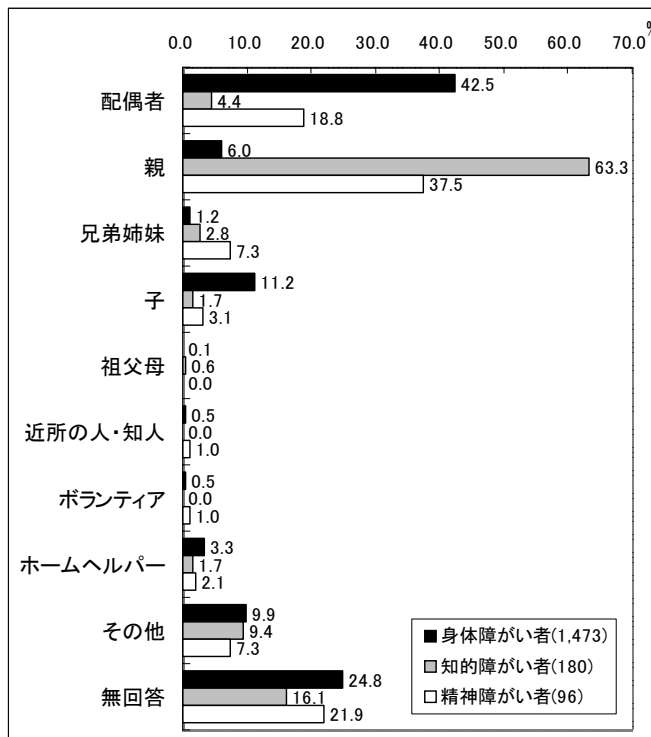
○介助者の年齢については、身体障がい者では60歳代以上が44.4%を占め、高齢化が進んでいます。

○知的障がい者では「50歳代」(26.7%)、「40歳代」(18.3%)、「60歳代」(17.2%)と50歳代以下の比較的若い層が多くなっています。

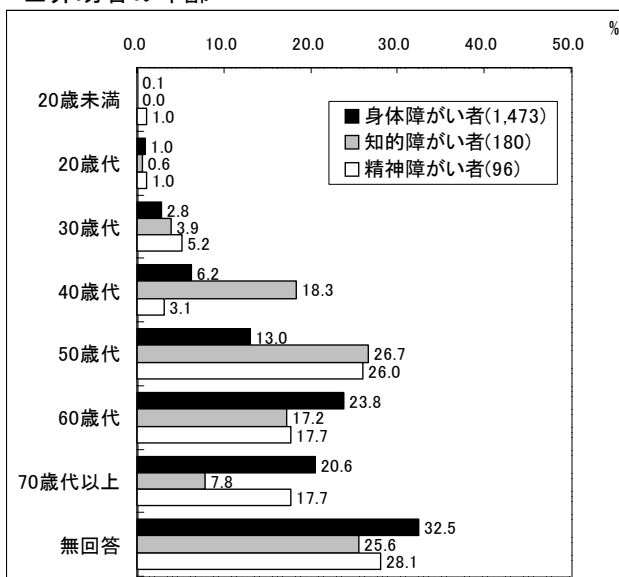
○精神障がい者では「50歳代」(26.0%)、「60歳代」(17.7%)、「70歳以上」(同)となっており、身体障がい者よりは年齢層が低いものの、全体としては高年齢層が多くなっています。

○介助者の健康状態については、「良好」との回答は、比較的年齢層の低い知的障がい者で32.8%と若干高いものの、身体障がい者及び精神障がい者では20%台と低く、健康に問題を抱えている介助者が多くなっています。

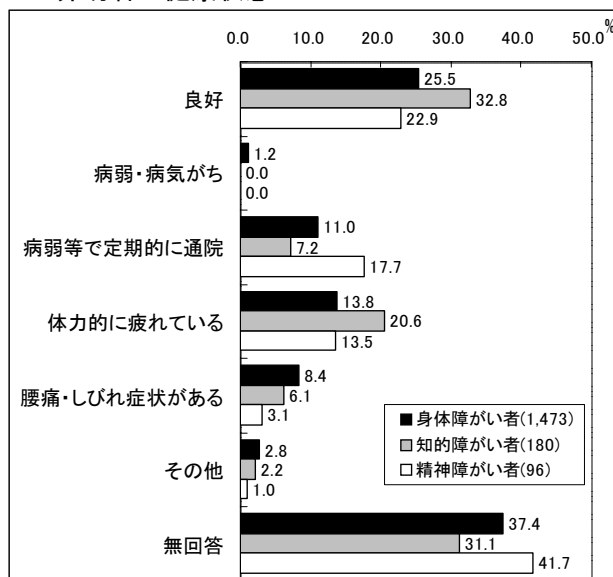
■介助者



■介助者の年齢

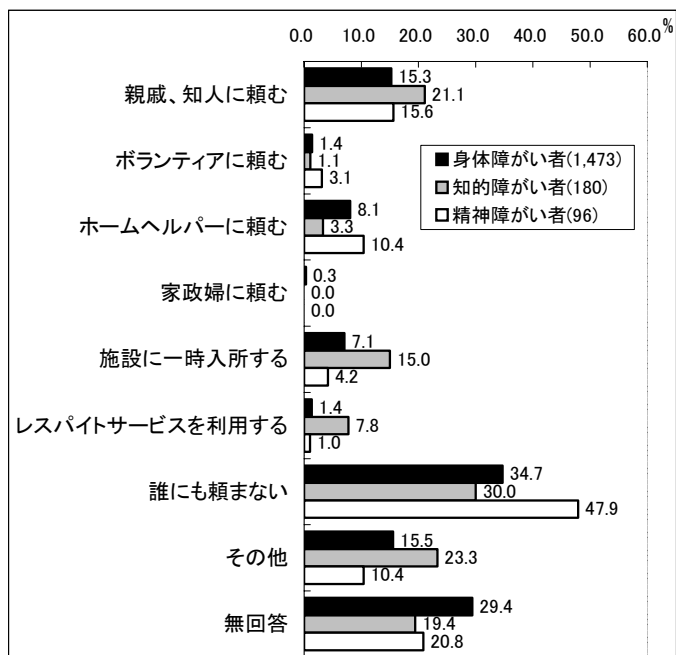


■介助者の健康状態



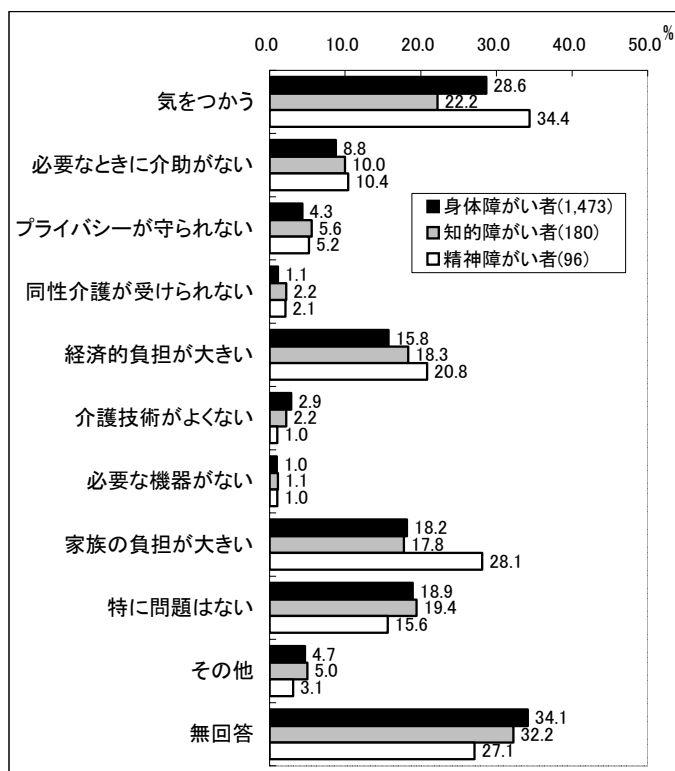
○介助者が不在の時の対応については、「誰にも頼まない」や「親戚、知人に頼む」などの比率が高く、介護サービスやボランティア等の利用については、身体障がい者及び精神障がい者で20%弱、知的障がい者で30%弱と少なくなっています。

■介助者不在のときの対応(複数回答)



○介助を受ける時の問題点については、「気をつかう」や「家族の負担が大きい」などの比率が高いほか、「経済的な負担が大きい」も15.8~20.8%と一定の比率を占めています。また、「特に問題はない」との回答は、15.6~19.4%となっています。

■介助を受ける時の問題点(複数回答)

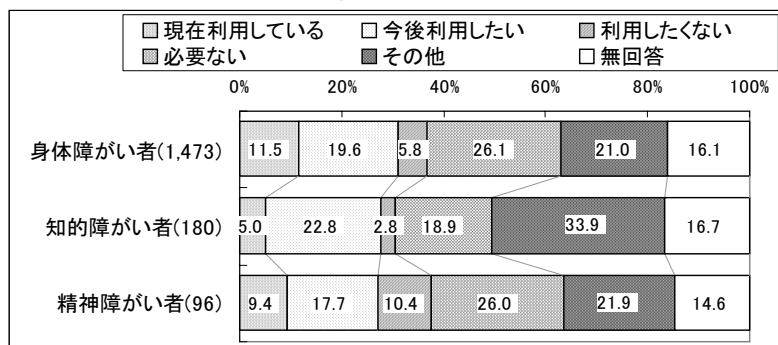


## (4) 障がい者福祉サービスについて

### ①ホームヘルプサービス

○ホームヘルプサービスの現在の利用者は身体障がい者で 11.5%、知的障がい者で 5.0%、精神障がい者では 9.4%となっています。今後の利用意向については、各障がい種別ともに 20%程度の方が利用したいと回答しています。

■ホームヘルプサービスの利用意向

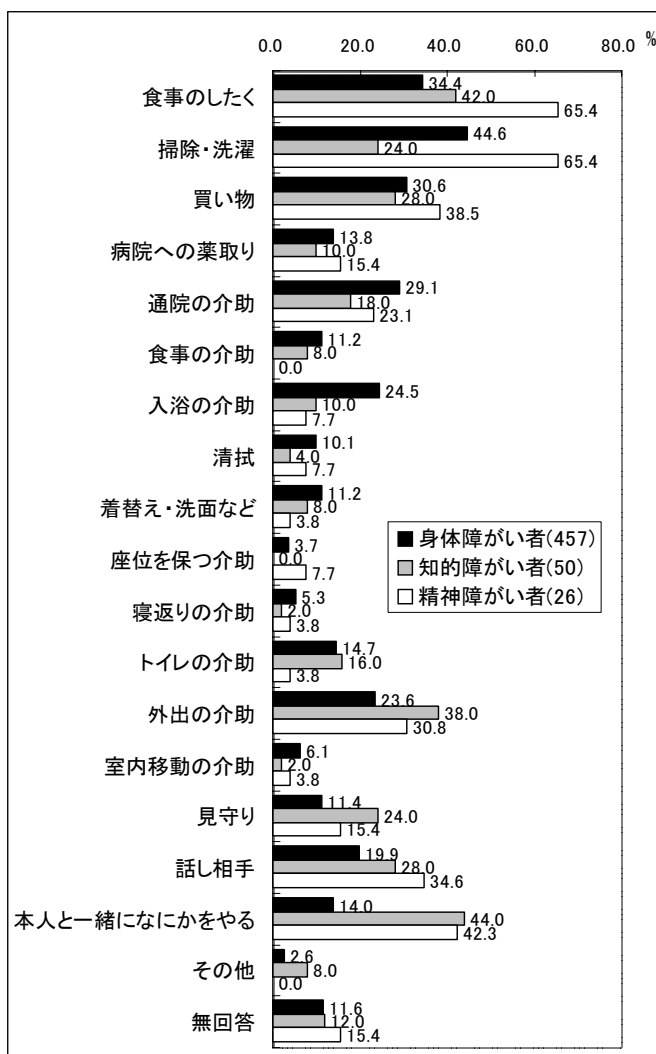


○利用したいサービス内容については、

「食事」や「掃除・洗濯」、「買物」等の家事サービスの比率が高く、特に精神障がい者で「食事」や「掃除・洗濯」の比率が 65.4%と高いのが目立ちます。

○家事サービス以外では、知的障がい者や精神障がい者で、「外出の介助」や「本人と一緒にになにかをやる」などの比率が高くなっています。

■利用したいホームヘルプサービスの内容(複数回)

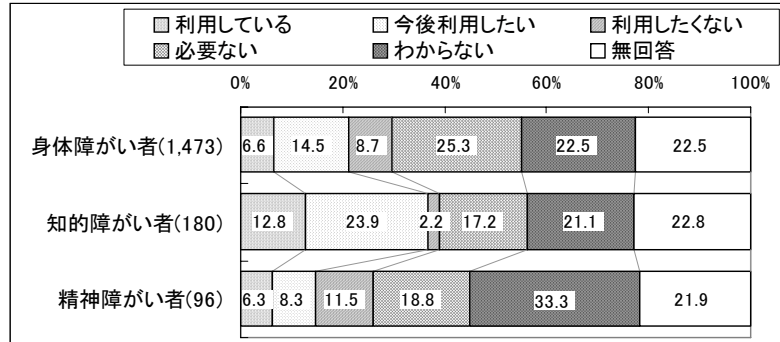




②ショートステイサービス

○ショートステイサービスの現在の利用者は身体障がい者で 6.6%、知的障がい者で 12.8%、精神障がい者では 6.3%と、知的障がい者の利用が多くなっています。今後の利用意向についても、知的障がい者が 23.9%、身体障がい者は 14.5%、精神障がい者 8.3%と、知的障がい者の利用意向が高くなっています。

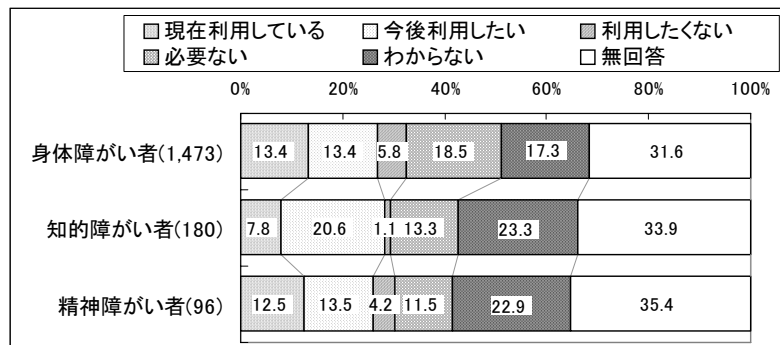
■「ショートステイサービス」の利用意向



③デイサービス

○デイサービスの現在の利用者は身体障がい者で 13.4%、知的障がい者で 7.8%、精神障がい者では 12.5%となっており、ショートステイとは逆に、知的障がい者の利用が少なくなっています。今後の利用意向については、身体障がい者は 13.4%、知的障がい者が 20.6%、精神障がい者 13.5%と、知的障がい者の利用意向が高くなっています。

■デイサービスの利用意向

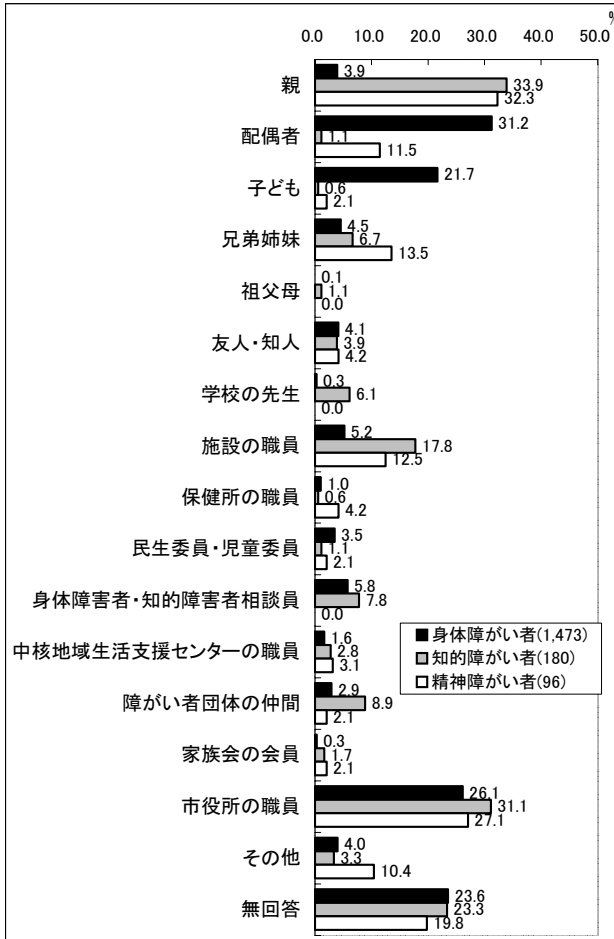


④相談・情報

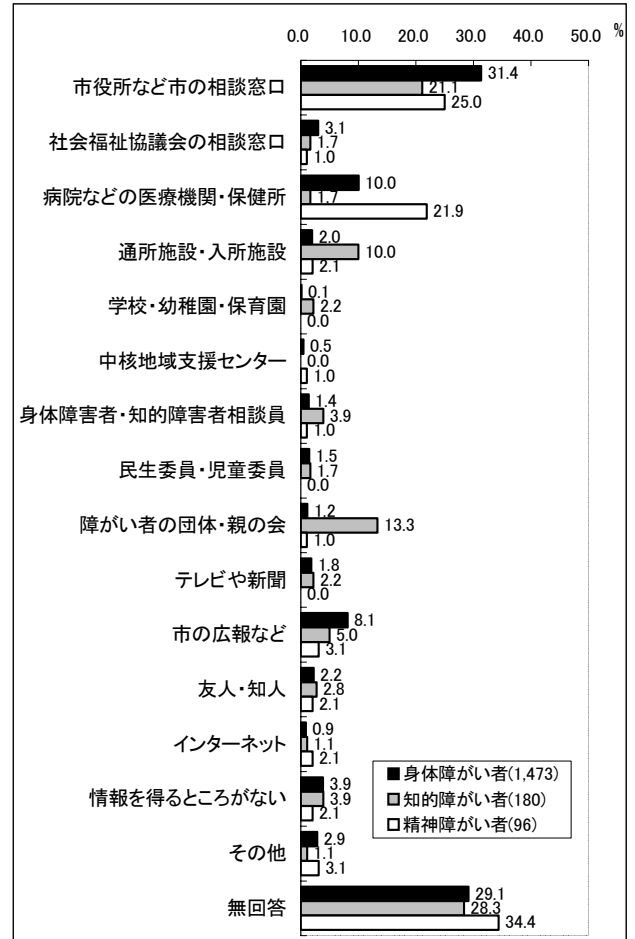
○介護サービスの利用や困っている時の相談相手は、身体障がい者では「配偶者」が 31.2% で最も多く、知的障がい者及び精神障がい者では「親」が 30%台前半で最も多くなっています。また、障がい種別に関わりなく「市役所の職員」が第 2 位となっており、26.1～31.1%の比率を占めています。

○障がい福祉に関する手続きやサービスについての情報入手先としては、障がい種別に関わりなく「市役所など市の相談窓口」が最も多くなっています。それ以外では、精神障がい者で「病院などの医療機関・保健所」が約 20%と高いほか、知的障がい者では「障がい者団体・親の会」が 13.3%と高くなっています。

■主な相談相手(複数回答)



■障がい福祉に関する手続きやサービスの情報入手



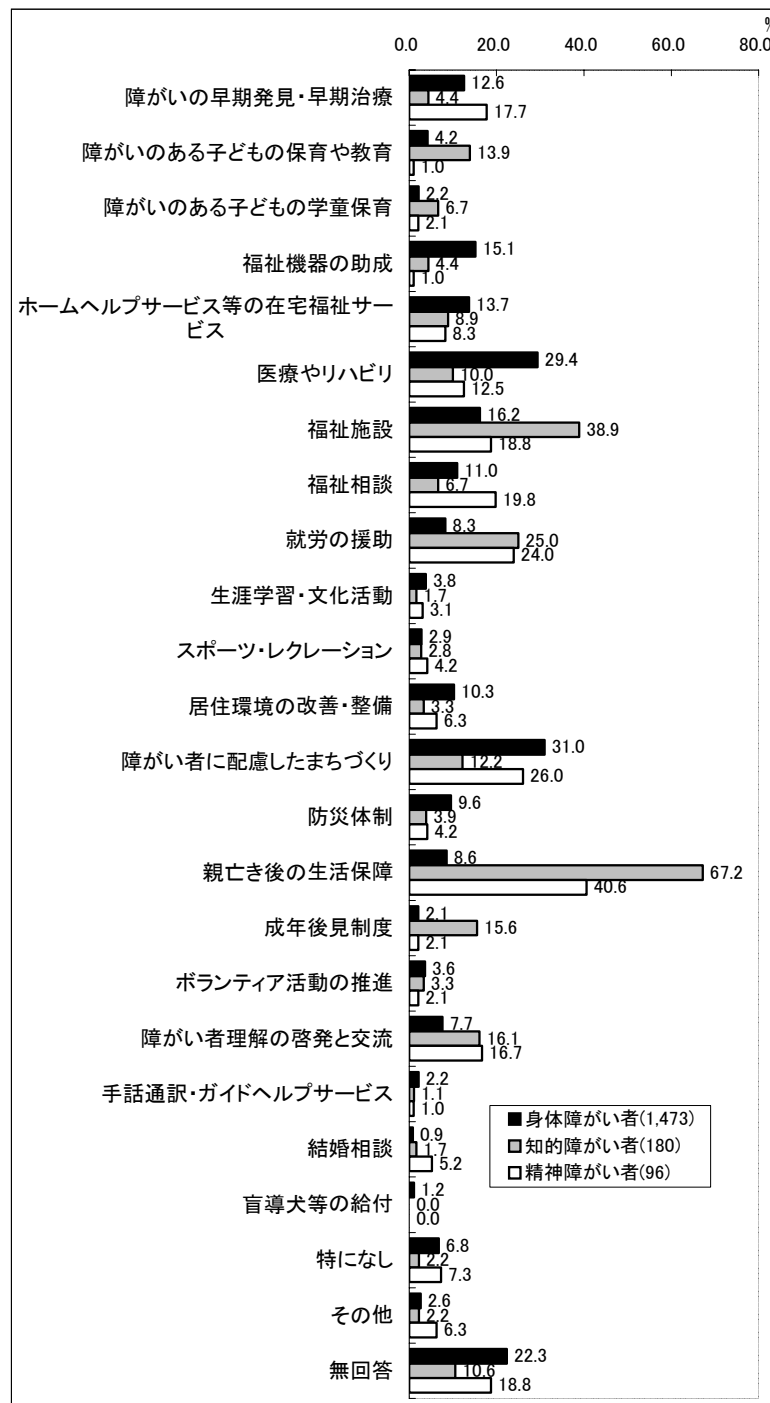
⑤充実を望むサービス

○身体障がい者では「障がい者に配慮したまちづくり」や「医療やりハビリ」の比率が約30%と高くなっています。

○比較的年齢層の低い知的障がい者では「親亡きあとの生活保障」が67.2%と全体の2/3を占めます。また、「福祉施設」も38.9%と高くなっています。

○精神障がい者も「親亡きあとの生活保障」が40.6%で最も多く、以下「障がい者に配慮したまちづくり」(26.0%)、「就労の援助」(24.0%)が続いています。

■充実を望むサービス(複数回答)

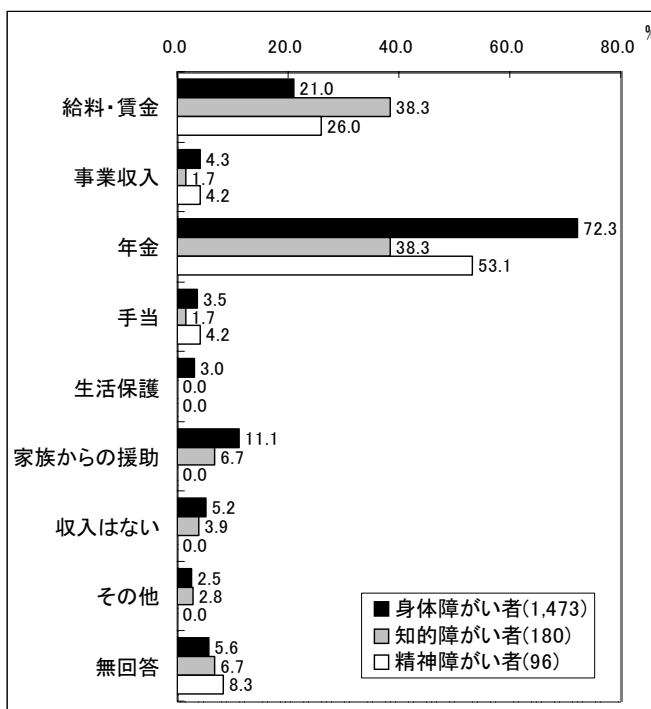


◎利用者負担

○障がい者の主な収入源は「年金」が最も多く、身体障がい者では 72.3%、知的障がい者では 38.3%、精神障がい者では 53.1%を占めています。

○「給料・賃金」は身体障がい者及び精神障がい者では 20%台、知的障がい者では 40%弱となっています。

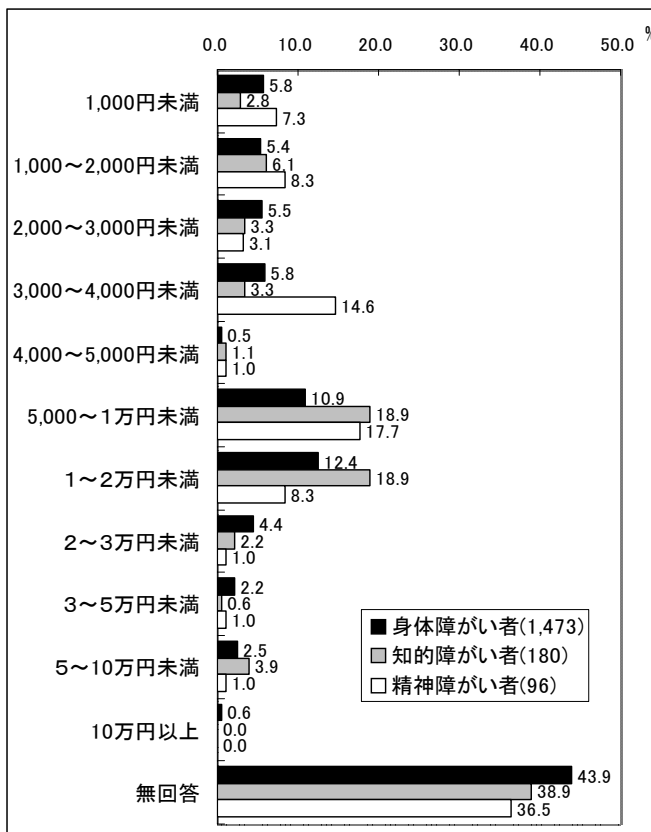
■主な収入源(複数回答)



○障がい者自立支援法では応益負担が導入され、利用者に原則 1 割の負担が求められますが、無理なく支払うことのできるサービス利用料としては、「無回答」が各障がい種別ともに多くなっています。

○回答のあった中では 5,000～2万円が多く、精神障がい者では「3,000～4,000 円未満」も 14.6%と比較的多くなっています。

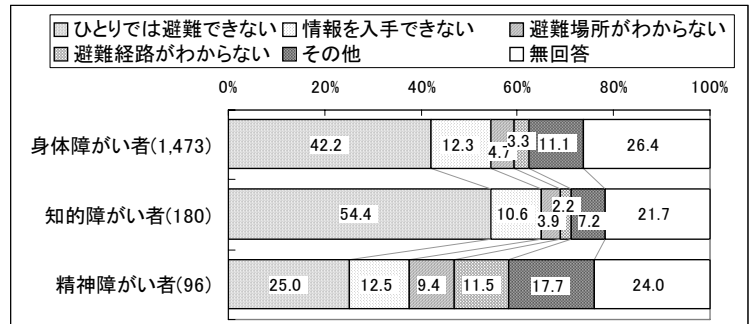
■無理なく支払うことができる利用料(複数回答)



## (5) 災害時の対応について

○災害時の不安について最も多いのは、各障がい種別ともに「ひとりでは避難できない」であり、身体障がい者で 42.2%、知的障がい者では 54.4%、精神障がい者では 25.0% となっています。

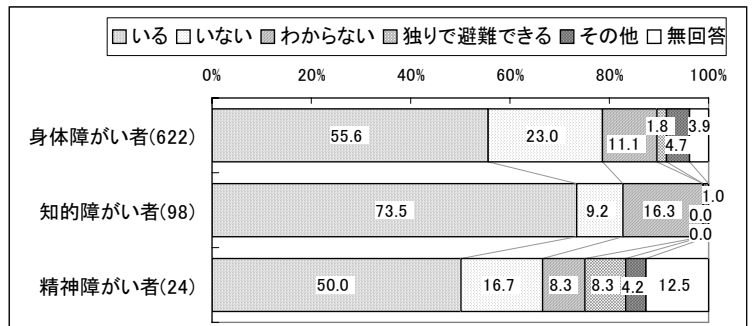
### ■災害時の不安



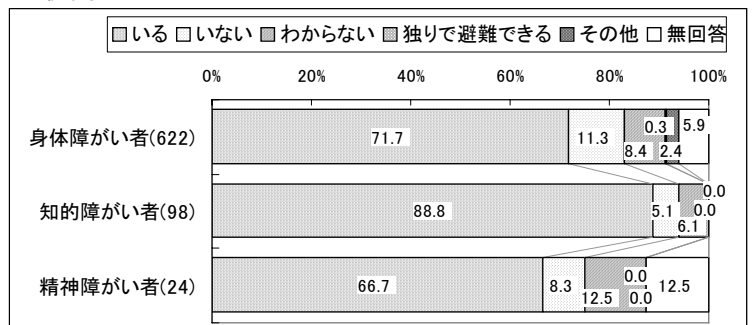
○ひとりでの避難が困難な方について、避難時に介助者がいない方の比率は、身体障がい者では昼間で 23.0%、夜間で 11.3%、知的障がい者では昼間で 9.2%、夜間で 5.1%、精神障がい者では昼間で 16.7%、夜間で 8.3%となっており、昼間の方が「いない」方の比率が高くなっています。

### ■避難時の介助者の有無【「ひとりでは避難できない」方】

#### ●昼間



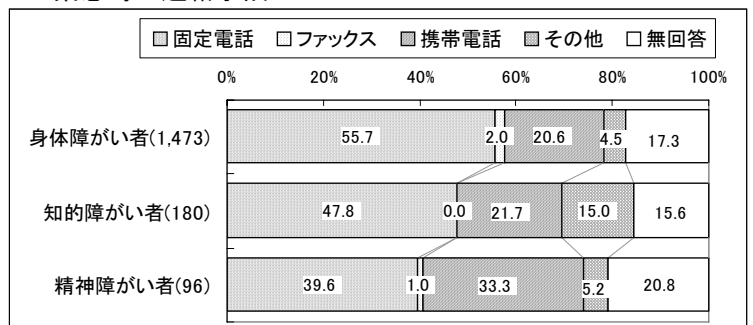
#### ●夜間



○緊急時の連絡手段としては、各障がい種別ともに「固定電話」が最も多く、身体障がい者で 55.7%、知的障がい者で 47.8%、精神障がい者では 39.6%となっています。

○「携帯電話」は、精神障がい者で 33.3%と高く、身体障がい者及び知的障がい者は 20%程度となっています。

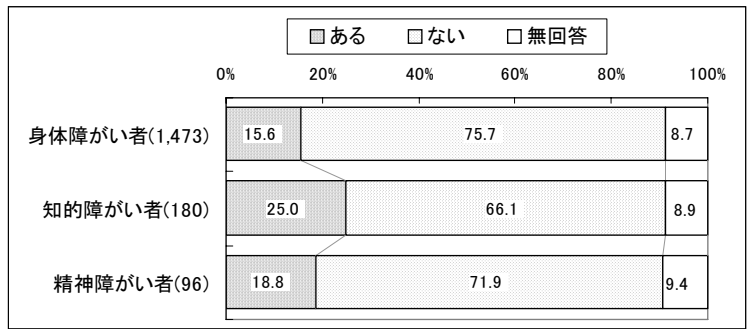
### ■緊急時の連絡手段



○総合防災訓練への参加経験は、2割前後の人が「ある」と回答しています。

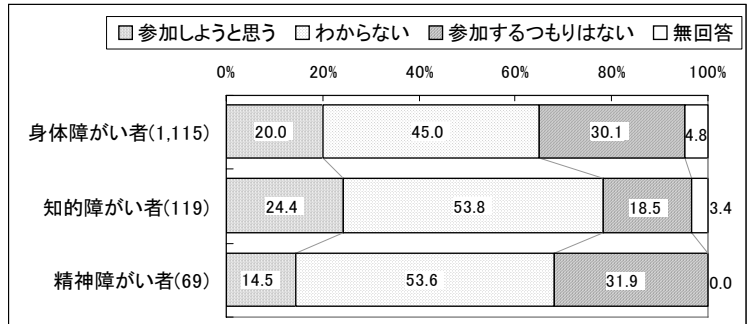
○知的障がい者では「ある」が25.0%と高くなっています。

■総合防災訓練への参加経験



○参加経験のない人に今後の参加意向についてうかがった所、「参加しようと思う」との回答は身体障がい者で20.0%、知的障がい者で24.4%、精神障がい者では14.5%と、あまり関心が高くない状況となっています。

■今後の総合防災訓練への参加意向【これまで参加経験のない方】



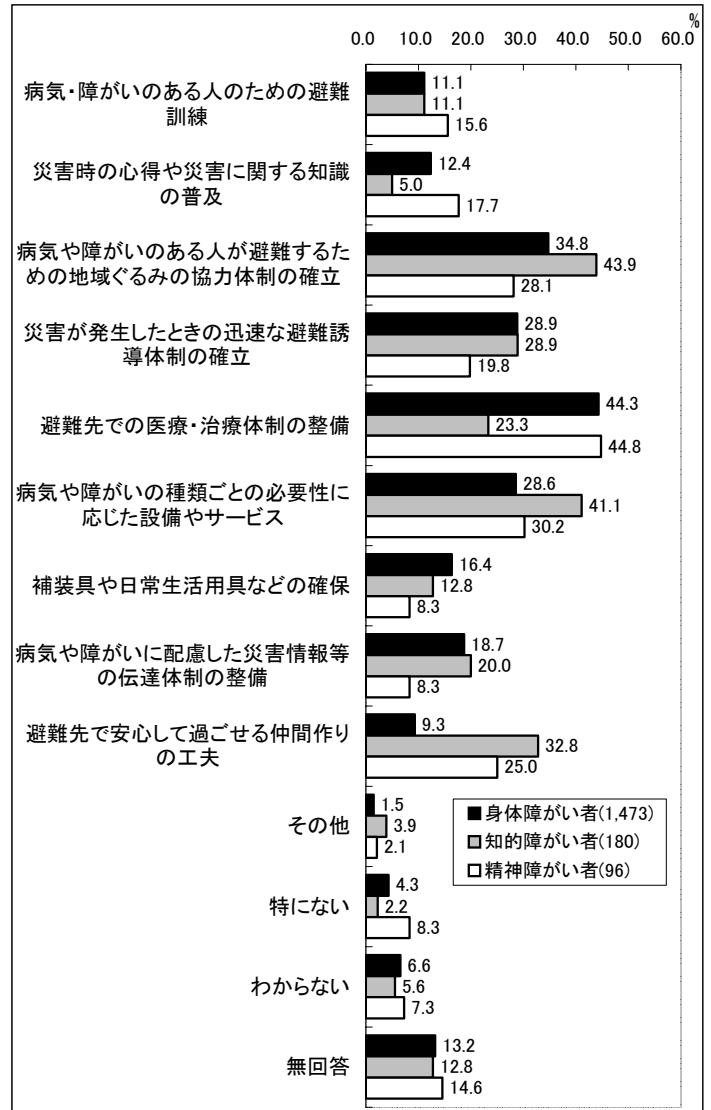
○今後、強化すべき防災対策については、身体障がい者及び精神障がい者では「避難先での医療・治療体制の整備」が40%台半ばで最も多くなっています。

○また、身体障がい者では「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」も30%台と高くなっています。

○知的障がい者では「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」や「病気・障がいの種類ごとの必要性に対応した設備やサービス」が40%台を占めています。

○精神障がい者については「避難先での医療・治療体制の整備」のほか、「病気・障がいの種類ごとの必要性に対応した設備やサービス」も約30%と高くなっています。

■強化すべき防災対策(複数回答)

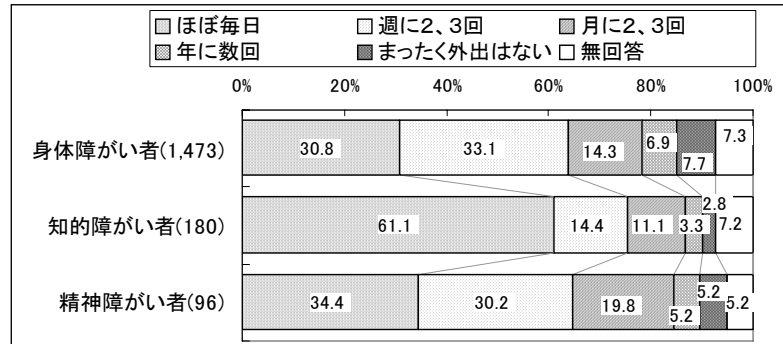


## (6) 地域活動について

### ①外出

○外出については、障がい種別に関わらず週2、3回以上外出している方が60%以上を占めます。特に知的障がい者については、「ほぼ毎日」が61.1%となっており、外出頻度が高くなっています。

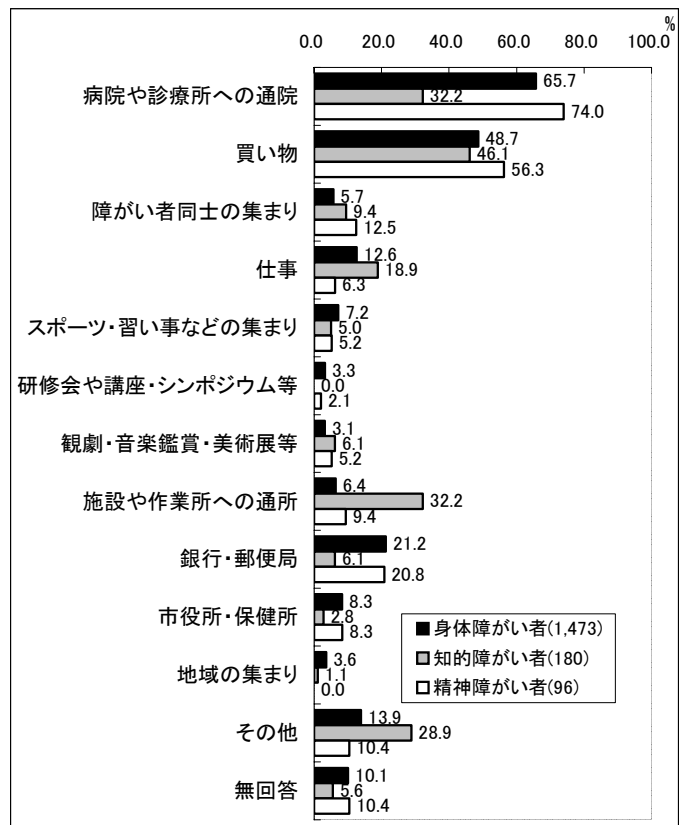
■ 普段の外出頻度



○外出の目的については、身体障がい者及び精神障がい者では「病院や診療所での通院」が65.7~74.0%と最も多く、次いで「買い物」が約半数を占めています。

○知的障がい者では、「買い物」が46.1%で最も多く、「病院や診療所での通院」や「施設や作業所への通所」が30%台で続いています。

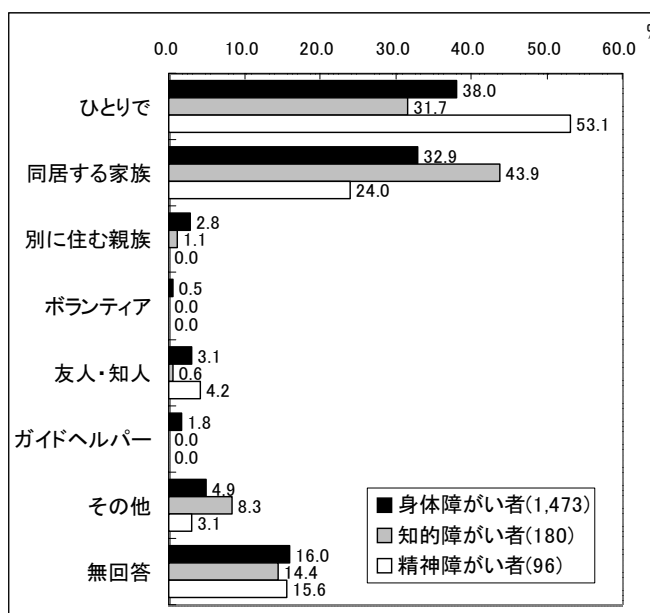
■ 外出の目的(複数回答)



○外出は、「ひとりで」もしくは「同居する家族」と一緒に出かけるケースが大半を占めており、精神障がい者では「ひとりで」が 53.1%と過半数を占めています。一方、知的障がい者は「同居する家族」が 43.9%で最も多く、身体障がい者は、「ひとりで」が 38.0%で最も多いものの、「同居する家族」も 32.9%とあまり差がありません。

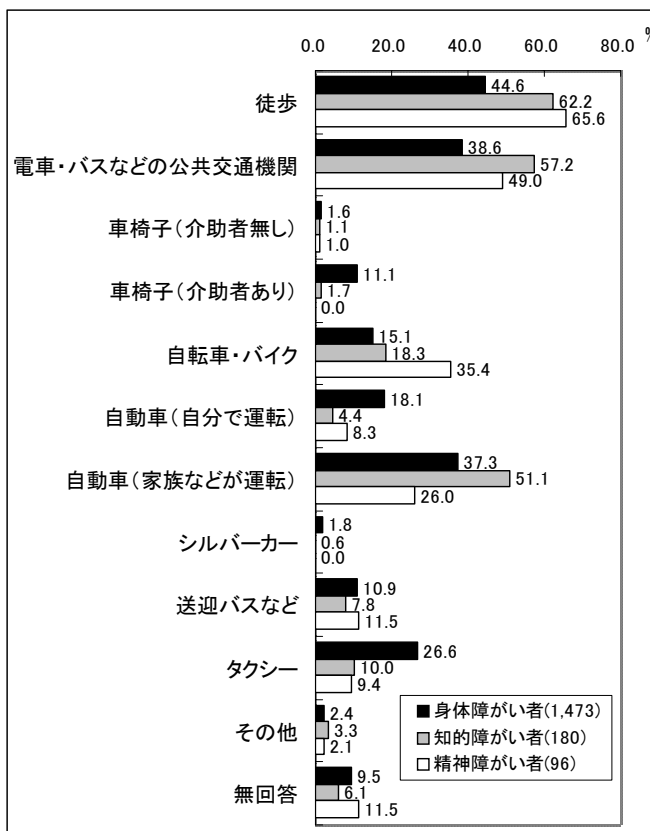
○外出時に、ガイドヘルパーやボランティアを利用しているのは、身体障がい者が若干あるものの、一般的とはなっていません。

■外出時の同伴者(複数回答)



○外出時の利用交通手段については、障がい種別に関わらず「徒歩」が最も多くなっており、特に精神障がい者及び知的障がい者では 60%以上を占めます。次に多いのが「電車・バスなどの公共交通機関」で、身体障がい者及び知的障がい者では「自動車(家族などが運転)」の比率も高くなっています。

■外出時の利用交通手段(複数回答)



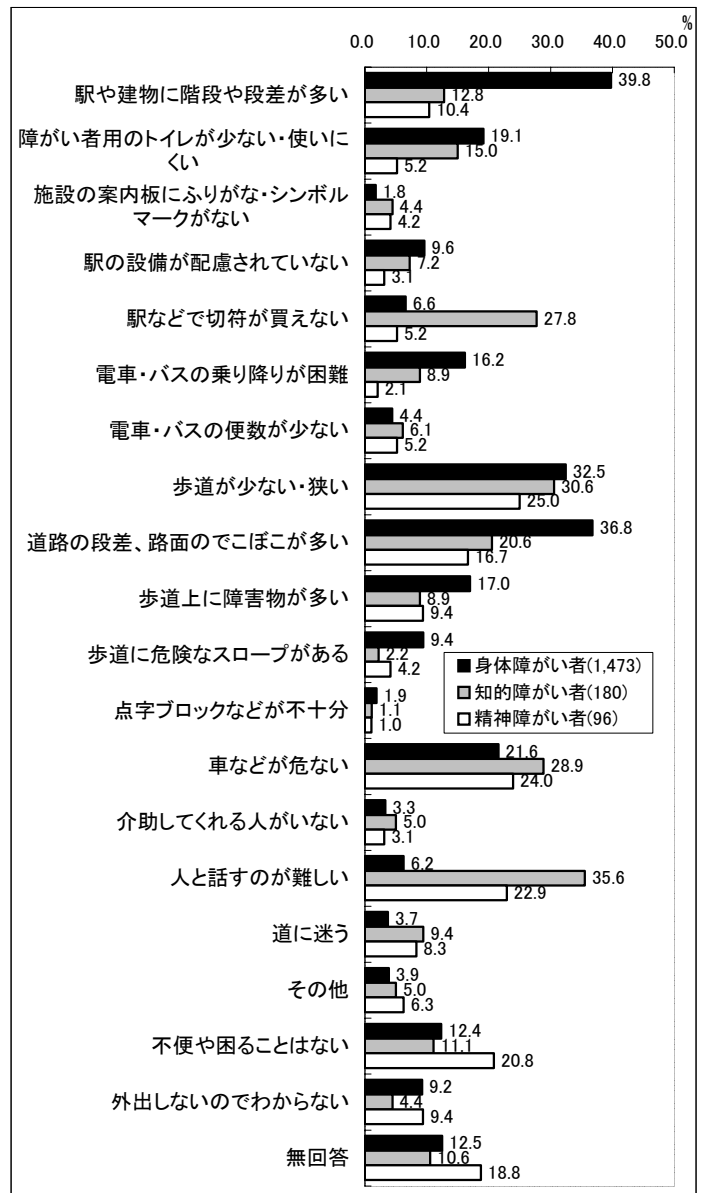


○外出時の困りごとについては、身体障がい者では「駅や建物に階段や段差が多い」が約 40%で最も多く、「道路の段差、路面のでこぼこが多い」や「歩道が少ない・狭い」も 30%台と比率が高くなっています。

○知的障がい者では、「人と話すのが難しい」が 35.6%で最も多くなっています。また、「歩道が少ない・狭い」や「車などが危ない」、「駅などで切符が買えない」などの道路や交通に関するものについても比率が高くなっています。

○精神障がい者では「歩道が少ない・狭い」、「車などが危ない」、「人と話すのが難しい」などが 20%台で続いており、「不便や困ることはない」も 20.8%と身体障がい者や知的障がい者と比べると比率が高くなっています。

■外出時の困りごと(複数回答)



②差別・偏見

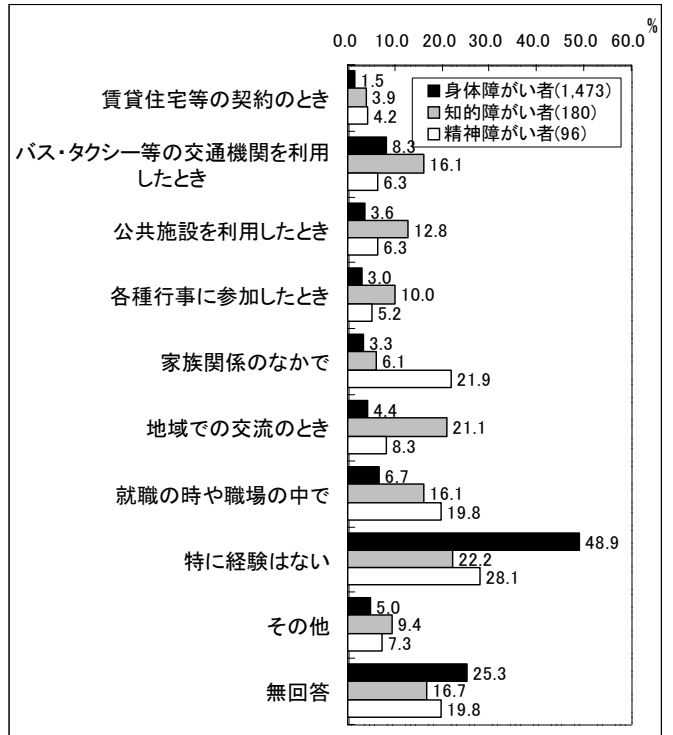
○差別や偏見を受けた経験については、身体障がい者では「特に経験がない」の比率が 48.9%と高いものの、知的障がい者及び精神障がい者では受けたことがない方はともに 20%台にとどまっております。何らかの差別や偏見を受けた経験を持っている方が多くなっています。

○具体的な差別や偏見の経験としては、知的障がい者では、「地域での交流の時」、「交通機関を利用した時」、「就職の時や職場の中で」など公の場での経験が多い一方、精神障がい者では「家族関係の中で」が 21.9%と高いという特徴が見られます。

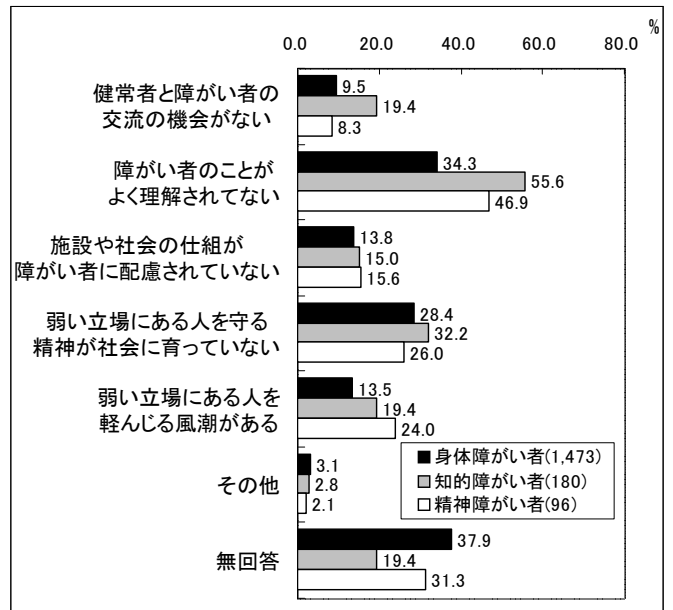
○差別や偏見の理由としては、障がい種別に関わらず「障がい者のことがよく理解されていない」が最も多くなっています。また、「弱い立場にある人を守るという精神が社会に育っていない」や「弱い立場にある人を軽んじる風潮がある」も比較的比率が高くなっています。

○障がい者が地域で共に生活するために必要なこととしては、障がいの種別に関わらず「周囲の理解」が最も多くなっています。また、「周囲の理解」以外では、身体障がい者では「環境」や「施設」などのハード面の比率が高い一方、知的障がい者及び精神障がい者では「介助者がいること」の比率が高くなっています。

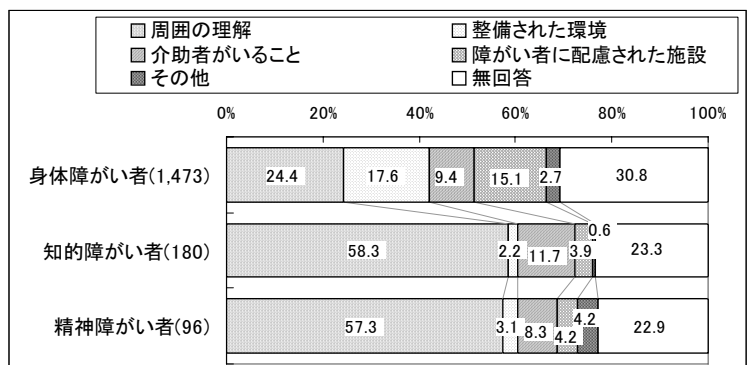
■差別や偏見を受けた経験(複数回答)



■差別・偏見の主な理由(複数回答)



■地域で共に生活するために必要なこと



## (7) 就労について

○就労状況については、知的障がい者で就業者で 33.3%と全体の 1/3 を占めますが、身体障がい者及び精神障がい者は 10%台となっています。

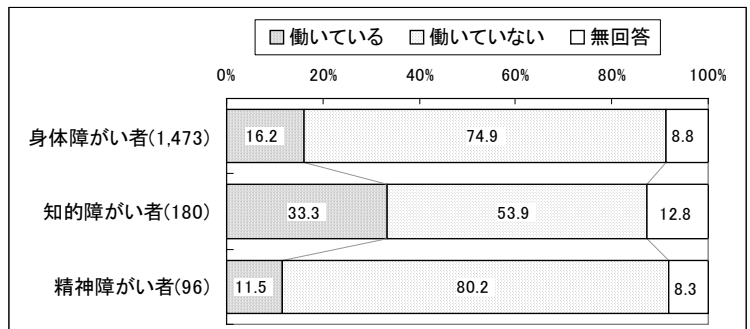
○勤務地は、自宅等も含めた鎌ヶ谷市内が、知的障がい者及び精神障がい者では半数弱、身体障がい者では 1/3 強となっております。

また、身体障がい者では「自宅か隣接するところ」の比率が 27.3%と高くなっています。また、身体障がい者では「東京都」など比較的遠隔地での就労も多くなっています。

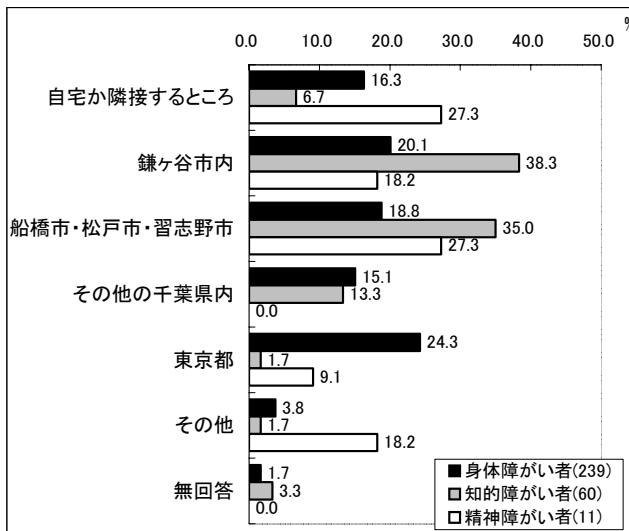
○仕事内容については、身体障がい者では「事務」が 30%弱と多くなっています。

○知的障がい者や精神障がい者では「軽作業」が多く、特に知的障がい者では 46.7%と半数近くを占めています。

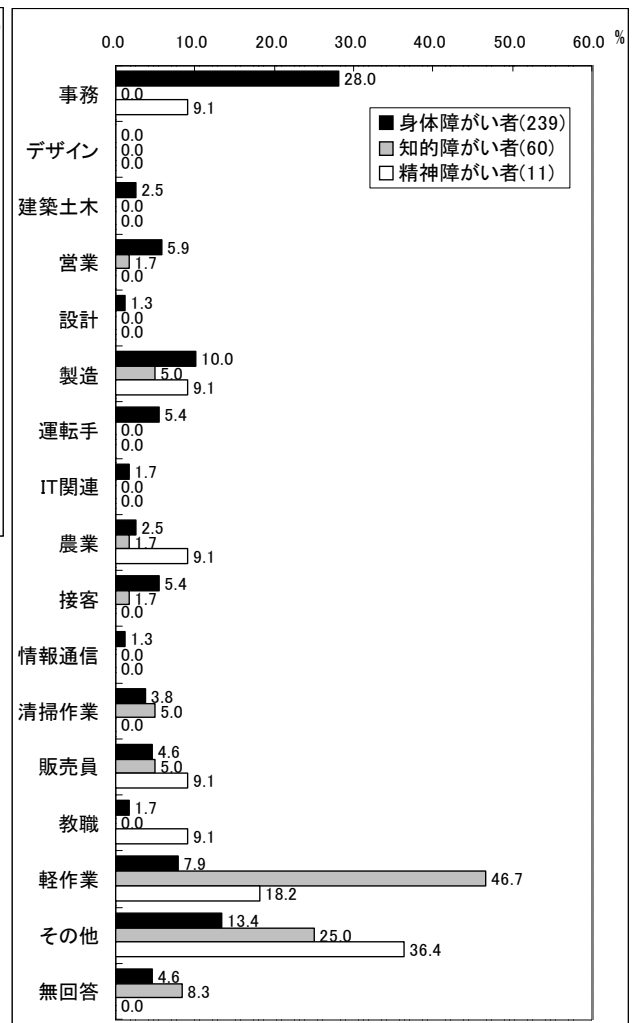
■就労状況



■働いている場所

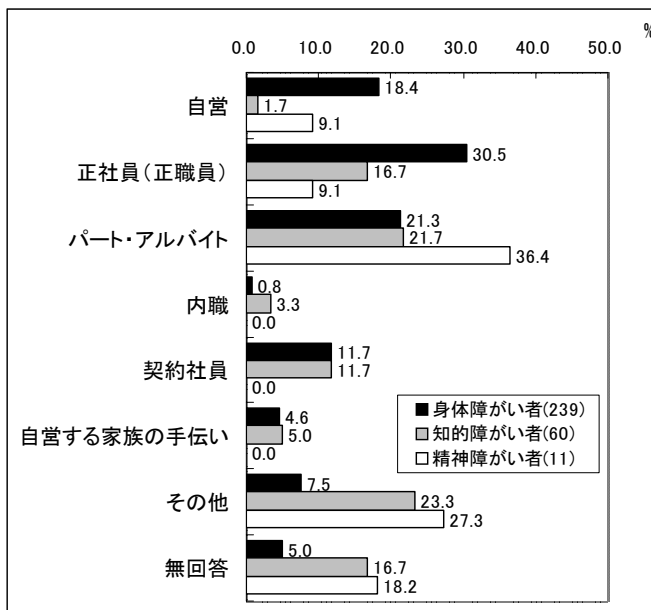


■仕事の内容



○就労の形態については、身体障がい者では正社員や自営業といった比較的安定した就労状況の方が半数近くを占めていますが、精神障がい者では「パート・アルバイト」が36.4%と最も多く、知的障がい者でも「パート・アルバイト」が21.7%で最も多くなっています。

■就労形態

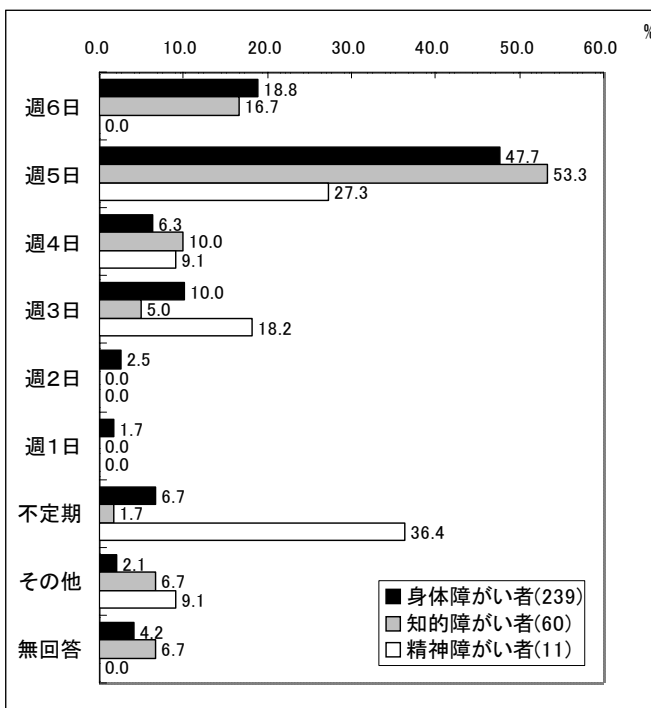


○勤務日数については、身体障がい者及び知的障がい者は「週5日」が50%前後で最も多く、「週6日」と合わせると、週5日以上働いている方が70%近くを占めます。

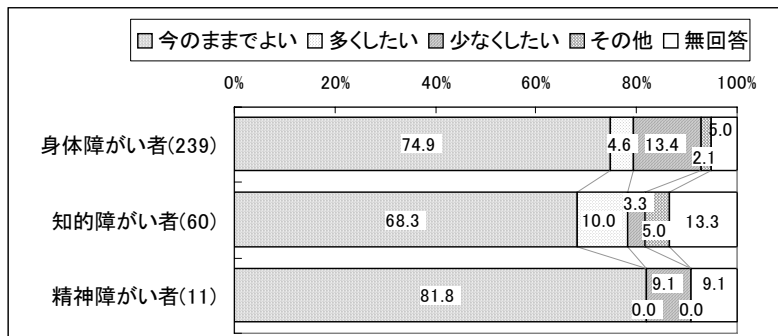
○精神障がい者は「不定期」が36.4%で最も多いほか、「週3日」や「週4日」の比率も比較的多く、身体障がい者や知的障がい者に比べると働ける日数が少ない傾向が見られます。

○勤務日数の意向については、障がい種別に関わらず「今のままでよい」が最も多く、最も比率の低い知的障がい者では68.3%、最も高い精神障がい者では81.8%を占めます。

■勤務日数



■勤務日数の意向

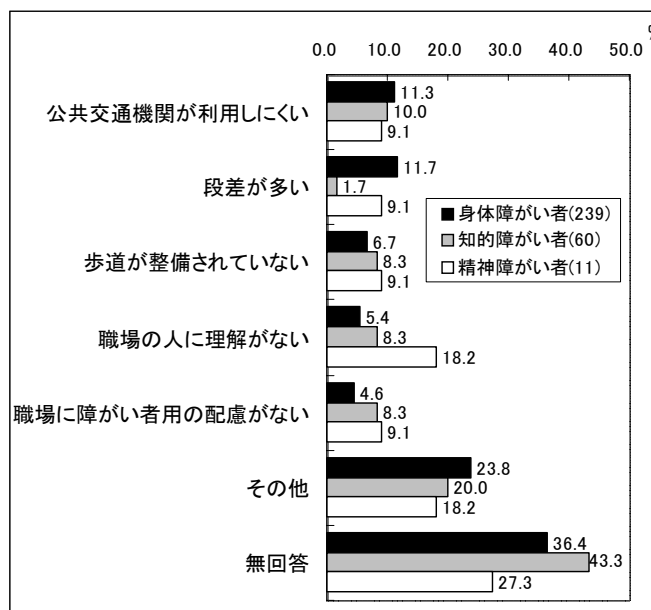


○働いていて困ることについては、「その他」や「無回答」が多いものの、それ以外では、身体障がい者では「公共交通機関」や「段差」など、職場への移動に関する項目の比率が高くなっています。

○知的障がい者についても「公共交通機関」の比率が高くなっていますが、「職場の人に理解がない」や「職場に障がい者用の配慮がない」などもほぼ同程度の比率となっており、回答が分散しています。

○精神障がい者では「職場の人に理解がない」が最も多くなっています。

### ■働いていて困ること

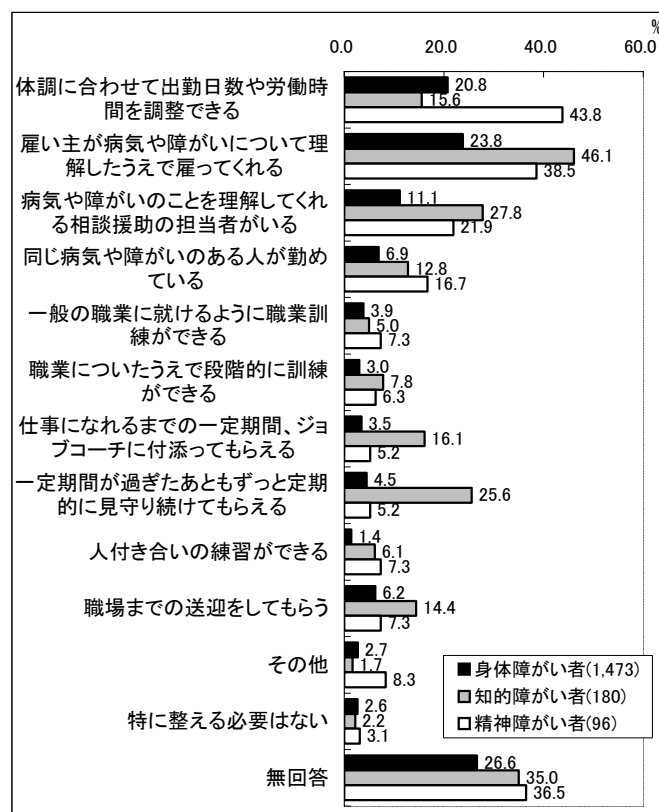


○働きやすくなるための条件としては、身体障がい者では「雇い主が病気や障がいについて理解したうえで雇ってくれる」や「体調に合わせて出勤日数や労働時間を調整できる」が 20%台と多くなっています。

○知的障がい者では「雇い主が病気や障がいについて理解したうえで雇ってくれる」が 46.1%で最も多く、「病気や障がいのことを理解してくれる相談援助の担当者がある」や「一定期間が過ぎた後もずっと定期的に見守りを続けてもらえる」も 20%台となっています。

○精神障がい者では「体調に合わせて出勤日数や労働時間を調整できる」が 43.8%で最も多く、「雇い主が病気や障がいについて理解したうえで雇ってくれる」も 38.5%と比較的高い比率となっています。

### ■働きやすくなるための条件



### 3 法制度等の変遷

#### 3-1 法制度の変遷

##### (1) 介護保険制度の導入

平成12(2000)年4月、介護保険制度が創設され、老後の最大の不安要因である介護を社会全体で支える仕組みが整備されました。

介護保険制度は、市町村を保険者、40歳以上の市民を被保険者とし、要介護認定を受けた65歳以上の市民(特定疾患については40歳以上)が1割のサービス利用料を払うことで各種福祉サービスを受けることができる制度であり、介護保険の対象となる障がい者についても介護保険に重複サービスがある場合は、介護保険を優先することになっています。また、平成17年度には、制度制定から5年が経過したことで、制度の全般的な検討が加えられ、介護予防をより重視した制度へと見直しが行われました。

##### (2) 支援費制度の導入

平成12(2000)年の社会福祉基礎構造改革の一環として、身体障害者福祉法等が改正され、障がい者福祉サービスについては、利用者本位の制度を構築するため、行政がサービス内容を決定する「措置制度」に代えて、障がい者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用する「支援費制度」が平成15(2003)年4月から導入されました。

##### (3) 障害者基本法の改正

平成16(2004)年6月、障害者基本法が改正され、①差別禁止の理念の明示、②12月3日から9日までの障害者週間の設置、③障害者基本計画策定の義務化、④教育における相互理解の促進、⑤地域の作業活動の場等への助成、⑥難病等の調査研究の推進、などの内容が新たに規定されています。

##### (4) 発達障害者支援法の制定

発達障害者支援法は、これまで法制度の谷間にあって従来の施策では十分な対応がなされていなかった発達障がい者を支援するため、平成16(2004)年12月に制定されています。

この法律では、①発達障がいの定義と法的な位置づけの確立、②乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進、③専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保、④子育てに対する国民の不安の軽減の4点をねらいとしており、以下のような支援体制が整備されることとなっています。

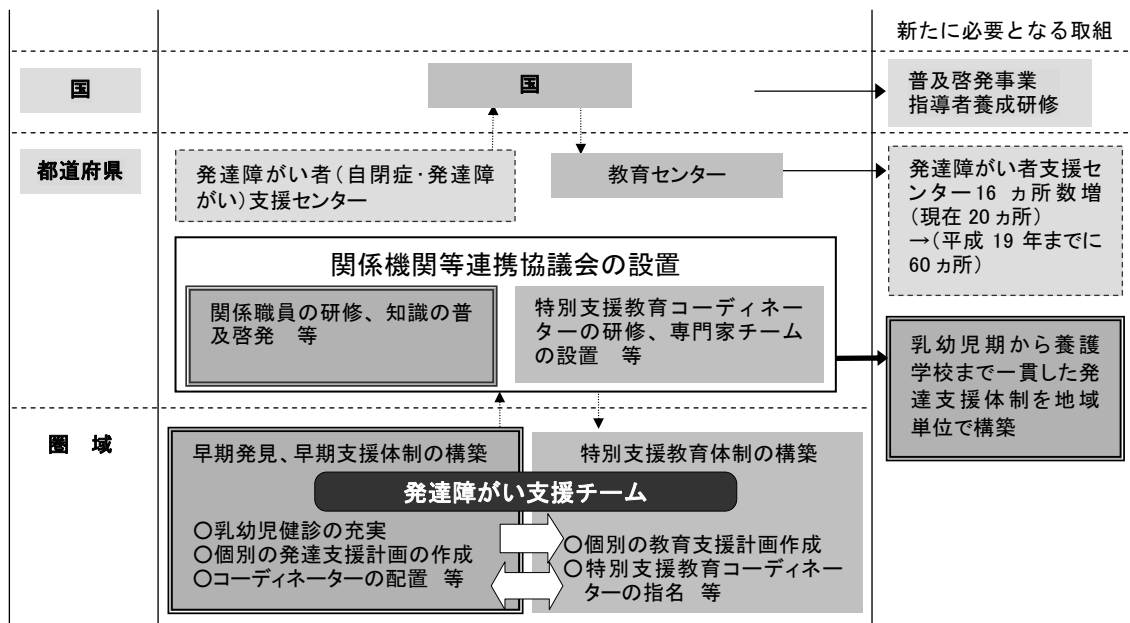


図 発達障がい者を支援する体制の概念図

#### (5) 障害者自立支援法の制定

平成18(2006)年4月(一部は平成18(2006)年10月)に施行された「障害者自立支援法」に基づき、障がい者福祉サービスは支援費制度から新たな制度へと大きく変わりました。新制度のポイントは次のとおりです。

#### ①障害者自立支援法のポイント

##### 障がい福祉サービスの一元化

- 障がいの種別や年齢によって複雑に組み合わされていた制度を、共通の制度に一元化
- 障がいのある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供

##### 施設・事業体系の再編とサービスの計画的な整備

- 既存のサービス体系を、機能に着目して再編
- 地域生活支援、就労支援のための事業や重度障がい者を対象としたサービスを創設
- 「障がい福祉計画」策定による計画的なサービス基盤の整備

##### 就労支援の抜本的強化

- 新たな就労支援事業の創設による、施設での就労から企業等での就労への移行の促進
- 雇用施策との連携の強化による就労支援の推進

##### 支給決定のしくみの透明化・明確化

- 支援の必要性に関する客観的な尺度(障がい程度区分)の導入

○審査会の設置やケアマネジメント<sup>1</sup>の制度化等、支給決定手続きの透明化

## 安定的な財源の確保

○国の費用負担責任の強化

○サービスの利用量・所得に応じた利用者負担

○公費負担医療制度の「自立支援医療制度」への移行と利用者負担の見直し

## ②新制度における自立支援システムの全体像

○障害者自立支援法に基づくサービスは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象とします。

○サービス内容は、全国一律のしくみとして、障がいのある人に個別に給付が行われる「自立支援給付」と、市町村ごとに地域特性や利用者の状況に応じて実施する「地域生活支援事業」に大別されます。

○「自立支援給付」は、「障がい福祉サービス」（「介護給付」及び「訓練等給付」）「自立支援医療」「補装具費の支給」の4つで構成されます。

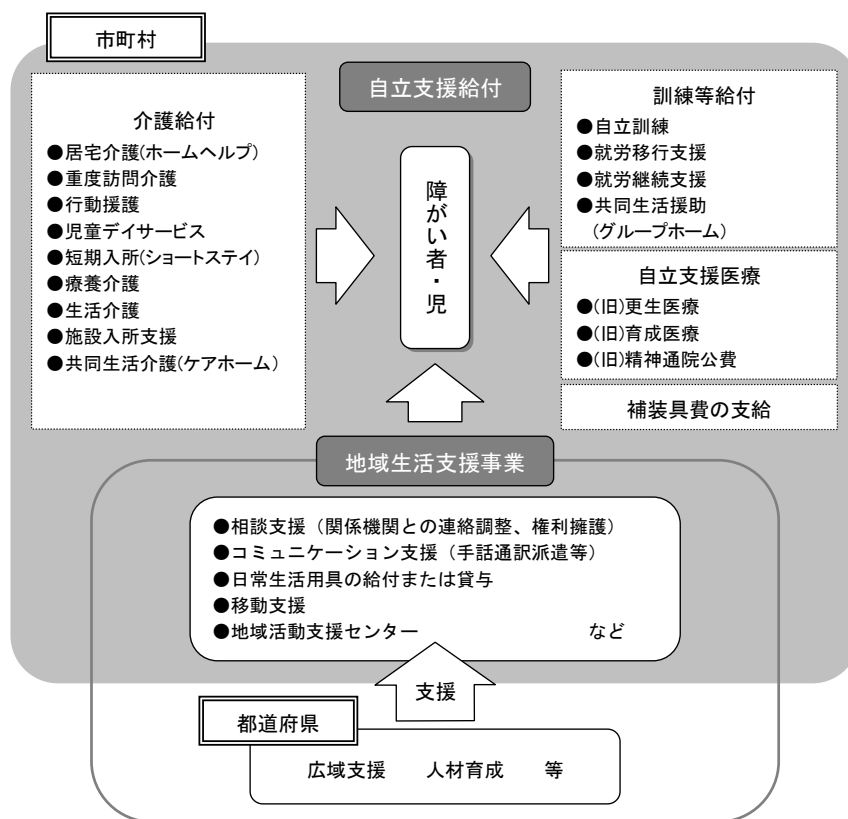


図 自立支援システムの全体像

<sup>1</sup> ケアマネジメント

障がいのある人の地域における生活を支援するために、サービス利用者の保健・医療・福祉にわたる幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図り、総合的かつ継続的なサービス提供を確保すること。



### ③福祉サービス体系の再構成

○福祉サービスは、平成18年10月以降、段階的に新たな体系へと再編されています。

旧サービス		新サービス		
居宅サービス	ホームヘルプ	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
	デイサービス	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	
	ショートステイ	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	
	グループホーム	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	
施設サービス	重症心身障がい児施設	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います	
	療護施設	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
	更生施設	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	
	授産施設	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	
	福祉工場	障がい者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
	通勤寮	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
	福祉ホーム	生活訓練施設	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
			就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
			就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
			共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう移動を支援します		
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です		
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金を、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います		

### (6)「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定

千葉県では、「第三次千葉県障害者計画」で盛り込んだ「千葉県独自の条例の制定の検討」を実現するため、平成18年10月11日、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定、平成19年7月から施行されます。

これは、全国で初めて障がい者に対する差別をなくすための条例であり、①福祉、②医療、③商品・サービスの提供、④雇用、⑤教育、⑥施設・公共交通機関利用、⑦不動産取引、⑧情報提供の8分野について具体的な差別にあたる行為を規定しています。条例で規定された差別事案を解決するための手続も定めており、障がい者から相談を受ける地域相談員や調査権限のある広域専門指導員、解決方法を具体的に提案する調整委員会を設置し、当事者から意見を聴き助言やあっせんを行う。また、あっせんに従わない場合は知事が勧告することもできるようになっています。

## 3-2 国及び県の障がい者計画の改定

### (1) 新障害者基本計画（国）

国では、障害者基本計画（障害者対策に関する新長期計画）が平成14年度に最終年度を迎えたことから、平成15年度を初年度とする新障害者基本計画及びその前期の重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）を平成14年12月に策定しています。

計画の主な内容は以下のとおりです。

○策定年 : 平成14年12月

○計画期間 : 平成15年度から平成24年度までの10年間

○基本理念 : 現行の障害者基本計画における「リハビリテーション<sup>2</sup>」と「ノーマライゼーション<sup>3</sup>」の理念を継承するとともに、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指す。

○基本的方針 : 「社会のバリアフリー化」、「利用者本位の支援」、「障がいの特性を踏まえた施策の展開」、「総合的かつ効果的な施策の推進」という4つの横断的視点を取り上げている。

○重点課題 : ①活動し参加する力の向上、②活動し参加する基盤の整備、③精神障がい者施策の総合的な取組、④アジア太平洋地域における域内協力の強化

### (2) 第三次千葉県障害者計画

#### <sup>2</sup> リハビリテーション

指導や訓練等を通じた身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムのこと。近年では、これらのほかに、障がい者の生活段階のすべてにおける全人間的復権に寄与し、自立と参加を目指すという意味でも使われます。

#### <sup>3</sup> ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマル（正常）な社会であるという考え方。

千葉県では、「障がい者を含めたすべての地域住民一人ひとりが、ありのままの姿で地域社会の当然の一員」として暮らすことのできる地域づくりを目指し、平成 16 年 7 月に第三次千葉県障害者計画を策定しています。

計画の主な内容は以下のとおりです。

- 策定年 : 平成 16 年 7 月
- 計画期間 : 平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間
- 基本理念 : 千葉県地域福祉支援計画に示された①誰もが、②ありのままに・その人らしく、③地域で暮らすことができる「新たな地域福祉像」の実現  
広く県民運動を展開する中で障がい者の人権を守り、千葉県を「障がい者が一番暮らしやすい県」とすることを目指す。
- 基本目標 : 24 時間・365 日、障がい者がその人らしい「生活」を送れること、  
24 時間・365 日、障がい者がその人らしく過ごせる「社会のあり方」を目指す。
- 計画の特徴 : ①重度・重複障がい者が生活できるグループホーム<sup>4</sup>の創設など「住まい」の充実  
②「障がい者就業支援キャリアセンター」を充実し、一人ひとりの障がい者に合った職に就けるよう支援するとともに、地域の貴重な資源である福祉作業所等への支援の充実  
③すべての福祉分野の相談と権利擁護に対応する「中核地域生活支援センター」を全圏域に立ち上げ、地域の社会資源をネットワーク化  
④障がい者の権利を守るため、国に障がい者差別禁止法の制定を働きかけるとともに、千葉県独自の条例の制定を検討

---

<sup>4</sup> グループホーム

地域で独立した生活を希望する知的障がい者や精神障がい者で、共同生活を営むことに支障のない人に居住の場と日常生活上の援助と相談等を提供するもの。

### Ⅲ 主要課題

市で実施したアンケート調査、現行計画の点検等から把握される鎌ヶ谷市の主要課題を次のとおり整理しました。

#### 1. 市民意識のさらなる啓発

小中学校では総合的な学習等における福祉的な体験学習の実施により小さい頃から障がい者と触れ合う機会が増加する一方、市が実施する障がい者福祉に関する各種講演や講座などにも一定の参加者が集まっており、市民が障がい者に関する理解を深めたり、直接ふれあったりする場は確実に増加しています。

しかし、アンケート調査結果では、差別や偏見を受けた経験がある障がい者は少なくなく、まだまだ障がいに対する理解が十分でないことを示しています。また、地域で共に生活するために必要なこととして、全体で約3割、知的障がい者では約6割が「周囲の理解」を挙げており、障がい者が地域で安心して暮らすためには理解の向上が不可欠と言えます。

障がい者を理解し、差別や偏見をなくしていくためには、障がいに対する正しい知識の普及と相互理解が重要であることから、これまでの取組を継続・強化するとともに、比較的障がい者とふれあう機会の少ないと考えられる成年層への働きかけの方法を検討していく必要があります。

#### 2. 地域における障がい者支援のしくみづくり

本市では、様々なボランティア育成のための講座や講習会等が実施されており、毎年多くの方が参加されていますが、こうした講座の終了者のための活動の場が少なかったり、事後のフォローがないため、せっかくの知識や技能が活かされないままとなっているケースも見受けられます。

障がい者が地域で生活するためには多くの人の助けが必要であることから、地区社会福祉協議会などの既存の地域組織と連携しながら、地域にいるこうした人材を活かした、地域で障がい者を見守り、支えるためのしくみを構築することが求められます。

#### 3. 健康の維持増進と医療体制の充実

障がいの発生を未然に予防するとともに、障がいの重度化、重複化を防止するためには、日々の健康の維持管理が重要となります。

近年では人工透析など医療的な対応が必要な障がい者が増加するなど、生活習慣病等の疾患に起因する障がいが増加傾向にあります。

そのため、健康診査や健康教育、健康相談などの保健事業の強化、軽スポーツの普及など、市民の健康の維持増進に向けた取組を強化するほか、医療機関との連携のもと、障がい者が適

切な医療を受けられる地域医療体制の構築を進める必要があります。

#### 4. 自立支援法に基づくサービス提供体制の確立

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」により、障がい者福祉に関する制度は自立支援と地域生活支援という2つの柱のもと、大きく様変わりしています。

介護保険同様の介護サービス給付のしくみやケアマネジメントの導入により、今後、介護サービスへの需要は大幅に増加することが予想されます。

また、「障害者自立支援法」では就労支援の強化が目指されており、この面でのサービス提供も拡充することが求められています。

「障害者自立支援法」では市町村がサービス提供主体となるため、障がい者のサービス利用ニーズを把握し、必要なサービスを的確に提供できる体制づくりを進める必要があります。

また本市では、重度の障がい者や重複して障がいを持っている障がい者の日中の活動場所が少ないことから、こうした障がい者が安心して活動できる場の確保も大きな課題と言えます。

#### 5. 介助者に対する支援の充実

障がい者の介助を行っているのは、身体障がいの場合は配偶者、知的障がい及び精神障がいの場合は親が多く、高齢化が進む一方、健康に不安を抱えている人の比率も3分の1を占めるなど、介助者の肉体的・精神的な負担の軽減が急務となっています。

そのため、介助者の負担を軽減するための各種サービスの充実に努めるほか、相談体制の充実など、介助者を支援するための体制の強化が求められます。

#### 6. 障がい者が地域で安心して暮らせるしくみづくり

近年、災害時における障がい者等の災害弱者の避難・救助が大きな問題として取り上げられていますが、個人情報保護の観点から援助を必要とする障がい者の情報の共有化が難しく、様々な調整が必要となっています。市では現在、「要援護者対応防災マニュアル」を作成中ですが、障がいのある人でも確実に情報を受け、安全・確実に避難することのできる、しくみの構築を目指し、消防等の関係機関との連携のもと、地域の見守り組織等を活用した避難・救助体制の確立を進める必要があります。

また、アンケート調査によると、特に精神障がい者を中心に金銭管理等で困っている方が多いことから、千葉県後見支援センター等との連携による「地域福祉権利擁護事業」や、成年後見制度の活用を促進することが求められます。

#### 7. 発達障がい者に対する支援体制の強化

市では現在、保健部門や幼児療育指導室やマザーズホームを中心として障がいの早期発

見・早期療育に努めていますが、増加傾向にある発達障がい者に対応するための人材不足などの問題を抱えています。特に発達障がい児については、不安を抱えた親に対する専門的できめ細かい対応が不可欠なことから、専門知識を持った人材の育成・確保を図りつつ、平成16年12月に制定された発達障害者支援法の理念に沿った支援体制を構築することが求められます。

## 8. 地域における生活の場の確保

地域における生活を支援していくためには、障がい者が安心して暮らせる住宅の確保が不可欠です。現在、本市には市営住宅が4団地146戸ありますが、障がい者向けの住宅は3戸のみで、常に空きのない状態となっています。グループホームなどの福祉的住宅については、市内には定員4名のグループホームが1か所あるのみで、市内の利用者はすべて市外の施設を利用しています。

そのため、民間事業者によるグループホーム等の整備を促進するなど、障がいを持った市民が地域で安心して暮らせる場を確保することが必要です。

## 9. 働く場の確保

アンケート調査によると、障がい者の73.2%は現在就業しておらず、就業している人は17.6%となっています。また、就業者のうち自営や正社員などの安定した雇用状況にある人は4割強にとどまっており、不安定な雇用状況の元で就労している人が多くなっています。

地域における安定した生活を維持し、生きがいを持って日々を過ごすためには働く場の確保が重要であることから、民間企業に対する啓発や公共的な事業における障がい者の雇用促進、福祉的就労の場の確保、障がい者の職業能力の向上等に努めていく必要があります。

## 10. 誰もが安心して暮らせるバリアフリーなまちづくり

本市では、鉄道駅の高架化にともなって駅周辺のバリアフリー化を推進していますが、駅周辺以外では、歩道のない道路や段差のある道路があるなど、障がい者等にとってのバリアがまだまだ存在しているのが現状です。

アンケート調査でも、外出時に困ることとして3割以上の方が「駅や建物の階段や段差が多い」、「道路の段差、路面のでこぼこが多い」、「歩道がない・狭い」と回答しており、道路・交通面での問題改善を望む声が多くなっています。また、自由意見・要望でも「経済的支援の充実」に次いで「交通機関・道路の整備」に関する意見が多く、多くの障がい者が日常的にバリアフリー化を望んでいることを示しています。

道路整備は費用と時間がかかることから、現在実施中の駅周辺の整備を進めつつ、歩行者の多い道路を中心に歩道の設置やバリアフリー化を進め、障がい者も安心して生活できる安全なまちづくりを進める必要があります。

## IV 計画の基本的な考え方

---

### 1 基本理念

本計画は平成11年3月に策定した「鎌ヶ谷市障害者計画」について、障がい者を取り巻く社会環境の変化から見直しを図ったものであり、基本理念については策定当初のものを引き続き理念として掲げるものとします。

ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者の平等、自立、参加の実現へ向けて、次の基本理念に基づいて計画を策定します。

共に生き 共にひらく 福祉のまちづくり

## 2 将来の目標像

平成11年3月に策定された鎌ケ谷市障害者計画ではノーラマイゼーションの考え方のもと、障がい者の「平等」、「自立」、「参加」をキーワードに、『共に生き、共にひらく、福祉のまちづくり』を基本理念とし、基本目標として、「心のバリアを取り除き、共に支え合う」、「地域で健やかに安心して暮らす」、「社会的に自立し、生きがいのある生活」、「バリアフリーなまちづくり」の4つを掲げ、これらの実現に向けて各種施策を実施してきました。

しかし、前回計画策定からの7年あまりの間に、障がい者をめぐる法制度を含めた状況は大きく変化しており、それらを踏まえた新たな障がい者施策の考え方を提示することが求められています。

特に、平成13年にWHO（世界保健機構）で採択された新しい国際障害分類 ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）<sup>5</sup>では障がいを「生活機能」の視点から捉え直し、環境的な要因の観点を加味することで、障がいにとらわれない、活動や参加の能力向上のために必要な支援は何か、という視点がより重視されるようになっていきます。

障がい者が主体的な選択と決定の下に社会活動に参加し、自己実現を果たすためにはどのような支援が必要なのかが問われています。

そのため本計画では、これまでの基本理念のもと、新たに将来の目標像を設定し、その実現に向けた施策展開を図るものとします。

障がい者が社会の対等な構成員として人権を尊重される社会、住み慣れた地域で自立した生活が送れる社会、あらゆる市民が障がいについて理解し、ともに支えあう社会を目指すべき「共生社会」と捉え、障がい者が自立した生活の中で生きるよろこびを見だし、そのよろこびを地域の人たちとわかちあえることを目指して、本計画の将来目標像を

**生きるよろこびを分かちあえる共生社会づくり**  
～地域で自立した生活を安心して送れる社会をめざして～

と設定し、その実現に向けて取り組むものとします。

<sup>5</sup> ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）世界保健機関（WHO）が、2001年5月の第54回総会において採択した障害に関する国際的な分類。これまでの分類が、身体機能の障害による生活機能の障害（社会的不利を分類するという考え方が中心）であったのに対し、ICFはこれらに環境因子という視点を加え、例えば、バリアフリー等の環境を評価できるように構成されているのが特徴となっています。



### 3 基本目標

「将来の目標像」を実現するため、以下の基本目標を設定し、その実現に向けて各種施策を展開するものとします。

#### 基本目標1：自立した生活を支えるしくみづくり

障がい者が地域において、人としての尊厳を保ち、自分らしく生きるための基盤となる住宅の確保や、生活を支援する各種サービスの充実を進め、障がい者自身による主体的な選択と決定を尊重することのできる体制を構築します。

#### 基本目標2：自己実現や社会参加がしやすい環境づくり

障がい者が自己の持つ能力・可能性を高め、地域における生活の中で、生きるよここびを見いだしていくため、障がいの特性に応じた生きる力を育む教育や生きがいつくりのための環境を充実させます。

また、地域における自立した生活の基盤となるほか、社会との関係を結ぶ上で重要な役割を持つ労働についても多様な働く場を確保し、能力に応じた働き方ができる環境づくりを目指します。

#### 基本目標3：安心して暮らせる環境づくり

情報不足により障がい者が不安を感じることはないよう、障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション環境を整備します。

また、どんな状況においても障がい者の安全を確保するため、災害時等における避難・救助体制の構築や権利擁護のしくみの活用を進めます。

#### 基本目標4：共生社会のための基盤づくり

障がい者の社会参加を妨げている要因のひとつである周囲の人々の理解不足や偏見を克服するため、幼少期からの継続的な交流の推進、理解の向上に向けた意識啓発活動を進め、障がい者が地域で生活することが当たり前である社会の構築を目指します。

また、障がい者の社会参加を促進する外出しやすい環境づくり目指し、まち空間のバリアフリー化やユニバーサルデザイン<sup>6</sup>化を推進します。

<sup>6</sup> ユニバーサルデザイン

障がいの有無・年齢・性別等の違いに関わらず、誰もが利用しやすいように配慮すること。

## 4 施策体系

基本目標	基本施策	施策の基本方向	施策	
自立した生活を支えるしくみづくり	地域での生活を支える福祉サービスの充実	サービス利用相談体制の充実	サービス利用に関する相談体制の充実 ケアマネジメントの充実	
		在宅サービスの充実	ホームヘルプサービスの充実 (居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援) ショートステイの充実 デイサービスの充実 レスパイトサービスの充実	
		日常生活支援の充実	補装具の交付・修理の充実 日常生活用具の給付の充実	
		外出支援の充実	交通手段利用の助成・補助の充実 移動支援の充実 手話通訳者の派遣の継続・要約筆記通訳者の派遣の実施	
	健康の維持・増進とリハビリテーションの充実	健康の維持と障がいの重度化・重複化予防	学校保健の充実 生活習慣病の予防・早期発見 訪問健康診査の充実	
		リハビリテーションの充実	機能訓練の充実 仲間づくりの促進	
	地域で障がい者を支えるしくみづくり	地域支援体制の充実	地域における支えあいの促進 地域教育の場の充実	
		ボランティア活動の促進	ボランティアの育成 ボランティアコーディネート機能の拡充 ボランティアと地域を結びしくみづくり	
		当事者団体等の支援	当事者団体・家族会等の支援	
	地域での生活の場の確保	日中活動の場の充実	日中活動の場となる施設等の支援	
		住宅のバリアフリー化の促進	住宅改造の相談体制の充実 住宅改造費の助成や融資制度の継続	
		地域における住まいの場の確保	ケアホーム・グループホーム整備促進 障がい者向けの住宅の確保方策の検討	
	自己実現や社会参加がしやすい環境づくり	早期療育体制の充実	障がいの早期発見体制の充実	妊産婦に対する健康診査及び相談指導体制の充実 乳幼児健診等の充実 健康診査事後指導の充実 早期療育指導・相談・療育指導の充実
			早期療育体制の充実	家庭での療育機能の強化
		保育・教育の充実	統合保育の推進	統合保育の推進 専門療育機関・医療機関との連携
			就学相談の充実	就学相談の充実 関係機関の連携体制の強化
学校教育の充実			個別教育支援計画に基づく教育の推進 特別支援教育の充実 進路指導の充実	
働く場の拡充		地域における児童の居場所の確保	児童デイサービスの充実	
		就労支援体制の構築	就労支援体制の構築	
		福祉的就労の場の拡充	福祉的就労の場の確保 職親委託の継続	
地域での活動機会の拡充と参加支援		一般就労の機会の拡充	民間企業における雇用の促進 行政による雇用機会の拡充	
		障がい者の起業支援	融資制度の周知と相談体制の確立	
		生きがいづくり活動の推進	地域活動支援センターの充実 各種団体等が実施する活動の支援 発表機会の充実	
		スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ・レクリエーション活動の充実 スポーツレクリエーション環境の充実	
安心して暮らせる環境づくり		相談・情報提供活動の充実	相談体制の充実	相談窓口の拡充 広報紙等の充実
			情報提供の充実	コミュニケーション機器の貸与・給付 手話通訳者の派遣の継続・要約筆記通訳者の派遣の実施 IT技術を活用した新たな情報提供手段の検討
		地域で安心して医療を受けられるしくみづくり	医療サービスの充実	地域医療体制の充実 訪問医療体制の充実
			医療給付の充実	自立支援医療費の給付 重度障がい者(児)医療費助成事業の継続 特定疾患援助金の継続 精神障がい者医療費助成の継続
	障がい者の権利擁護の推進	後見支援制度の活用	成年後見制度の活用 地域福祉権利擁護事業の活用	
	地域の安全と安心の確保	地域防犯体制の推進	地域防犯体制の強化	
		地域防災体制の推進	地域防災体制の強化 災害時における情報伝達体制の確立 要援護者救助・避難体制の確立	
		防災・防火意識の向上	防災・防火教育の推進	
	共生社会のための基盤づくり	市民の啓発・ふれあい事業の推進	広報活動の充実	多様な広報媒体の活用 啓発キャンペーンの充実
			学校教育における意識啓発・交流活動の推進	福祉教育の推進 交流会の推進
地域における意識啓発・交流機会の拡充			意識啓発活動の推進 交流イベントの充実	
障がい者が暮らしやすいまちづくりの推進		道路等のバリアフリー化の推進	歩道の整備 音声信号機システムの検討 路上障害物の除去の促進	
		公共交通機関におけるバリアフリー化推進	鉄道駅等のバリアフリー化の促進 市内循環バスの利便性の向上	
		公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設のバリアフリー化の推進	
		民間施設のバリアフリー化の推進	商業・サービス業施設等のバリアフリー化の促進	

## V 施策の展開

### 1 自立した生活を支えるしくみづくり

#### 1-1 地域での生活を支える福祉サービスの充実

##### 【現況と課題】

- サービス利用に関する相談はこれまでも、市の障がい福祉課を中心に実施されており、障がい者アンケートにおいてもサービス利用等に関する相談については、市の相談窓口へ相談するとの回答が約30%と高い比率を占めています。
- 障害者自立支援法の施行により、サービス提供の枠組みや利用方法等が大幅に変更されており、利用者への周知徹底が不可欠となっているほか、利用者ごとに異なる状況やライフスタイルに応じた適切なサービス提供が受けられるよう、関係機関等と連携した情報の一元化や調整機能、相談機能を強化することが求められます。
- 在宅福祉サービスについては、平成15年度からの支援費制度の施行に伴い、サービス利用者が急増しています。
- 障がい者アンケートでは、ホームヘルプサービスやショートステイなどのサービスについては、将来的なサービス利用希望者が現在の利用者の2倍程度となっているほか、障害者自立支援法では、「施設から在宅へ」という基本的な方向性のもと、施設入所・長期入院者も地域に戻って生活することが求められており、サービス需要は今後急速に高まることが予想されます。
- そのため、民間事業者を中心として、必要なサービスを十分に提供できる体制を整備し、障がい者が地域で安心して暮らせる環境を整えていく必要があります。
- 移動交通手段対策については、市単独事業として、福祉タクシー券の発行、施設通所費用の助成を行っているほか、補助事業として、自動車の改造費、運転免許取得費の助成、各種運賃等の割引の手続等を行っています。
- 外出支援としては、視覚障がい者ガイドヘルパー<sup>7</sup>の派遣を行っていますが、ガイドヘルパーの登録者が少なく、障がい者からの依頼に対応できない場合もあるため、待遇の改善等による人材の確保を進め、需要に応じられる体制を整える必要があります。
- 聴覚障がい者の意思疎通のための手話通訳は現在1名を常時配置しています。今後は増加する需要に対応するため、さらなる人員の確保を目指すほか、中途失聴者のための要約筆記者の育成確保が必要となっています。

<sup>7</sup> ガイドヘルパー  
身体障がい者の外出時の付き添いサービスのこと。

表 在宅サービスの利用状況

年 度	ホームヘルプ		ショートステイ	レスパイトサービス	
	利用者数 (人)	決算額 (円)	利用者数 (人)	回数 (回)	決算額 (円)
平成11年	-	-	16	6	47,400
平成12年	-	-	14	11	99,300
平成13年	-	-	12	15	106,650
平成14年	-	-	20	33	104,650
平成15年	52	8,710,260	51	19	67,850
平成16年	65	14,860,870	63	28	87,800
平成17年	72	20,632,040	74	77	107,400

資料：鎌ヶ谷市障がい福祉課

表 ガイドヘルプサービスの利用状況

年 度	聴覚 障がい者 (1、2級) (人)	ガイド ヘルパー 登録者数 (人)	派遣回数 (回)
平成11年	97	*	*
平成12年	110	14	638
平成13年	120	14	695
平成14年	126	14	538
平成15年	130	12	529
平成16年	122	11	591
平成17年	129	12	646

\*印はデータなし

資料：鎌ヶ谷市障がい福祉課

表 福祉タクシー券の交付状況

年 度	利用枚数 (枚)	決算額 (円)
平成11年	5,734	3,383,060
平成12年	7,756	4,576,040
平成13年	9,508	5,609,720
平成14年	10,821	6,384,390
平成15年	13,097	7,727,230
平成16年	14,998	8,848,820
平成17年	17,182	10,137,380

資料：鎌ヶ谷市障がい福祉課

## 【施策の基本方向】

### (1) サービス利用相談体制の充実

障害者自立支援法の施行による制度の大幅な変更に対して、サービス利用者への的確な情報提供を行うほか、生涯を通じて総合的・計画的で適切なサービスが受けられるしくみを構築します。

## 【施策】

### ①サービス利用に関する相談体制の充実

福祉サービスの利用援助について相談体制を充実させ、利用者一人ひとりのライフスタイルに応じた適切なサービスを受けられるよう支援します。

### ②ケアマネジメントの充実

指定相談支援事業者や関係機関等との連携のもと事例検討会等を開催するなど、障がいの種別、程度に応じた適切なケアマネジメントを充実させます。

## (2) 在宅サービスの充実

「施設から地域へ」という障がい者福祉の流れの中で、障がい者が地域で安心して自立した生活が営めるよう、必要なサービスを的確に提供できるサービス提供体制の確立を目指し、既存の事業者の育成支援と新規事業者の参入促進を図るほか、既存の施設を活用した障がい者の日中活動場所の創出などに努め、在宅福祉サービスの総合的な充実を目指します。

## 【施策】

### ①ホームヘルプサービスの充実

(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障がい者等包括支援)

障がい者の地域で自立した生活を支援するため、民間事業者等との連携のもと、障がい者のニーズに対応したホームヘルパーの育成を行い、必要なサービスの提供体制づくりを推進します。

### ②ショートステイの充実

サービス事業者の参入を促進するなど、必要なサービスが提供される体制づくりを推進します。特に重症心身障がい児(者)の受け入れ可能なショートステイサービスの充実に努めます。

### ③デイサービスの充実

既存のデイサービス施設や地域活動支援センターなど、様々な地域資源を活用したデイサービスの充実に努めます。

### ④レスパイトサービス<sup>8</sup>の充実

家族介助者がリフレッシュや休息を取れるよう、ショートステイサービス事業者等に対し、レスパイトサービス事業の実施を促します。

<sup>8</sup> レスパイトサービス

介助者が自由な時間を持てるよう、在宅の障がい者を一時的に預かるサービスのこと。レスパイトは休息という意味で、介助者を介護疲れから開放することを主要な目的とします。

### (3) 日常生活支援の充実

障害者自立支援法の施行により、対象となる機器が大きく変更されていることから、適切な情報提供を行う一方、障がい者が自立した生活を支援するための補装具や日常生活用具の給付等の利用拡大に努めます。

#### 【施策】

##### ①補装具の交付・修理の充実

障がい者が地域で自立した生活を送るために必要な車いす、補聴器、義肢装具等の補装具の交付及び修理サービスの充実を図るほか、制度の周知徹底による利用者の拡大に努めます。

##### ②日常生活用具の給付の充実

障がい者が地域において生活するために必要な用具の給付を行います。なお、ストーマ用装具については引き続き無償での給付を行います。

### (4) 外出支援の充実

障がい者の積極的な社会参加を促進するため、移動手段に対する支援を充実するとともに、ガイドヘルパー等の外出への支援、手話通訳などの外出先での意思疎通のための支援を充実させます。

#### 【施策】

##### ①交通手段利用の助成・補助の充実

福祉タクシー券の交付、施設通所費用の助成、運転免許取得費及び自動車の改造費の助成など、障がい者の外出支援策を充実するとともに、制度の周知に努めます。

##### ②移動支援の充実

ガイドヘルパーの育成と確保に努め、需要に応じたサービス提供ができる体制の整備を進めます。また、グループ型・車両型等の移動支援の実施について検討します。

##### ③手話通訳者の派遣の継続・要約筆記者の派遣の実施

聴覚障がい者の意思疎通を助ける手話通訳者の派遣の継続や要約筆記者の派遣事業を実施する予定です。

## 1-2 健康の維持・増進とリハビリテーションの充実

### 【現況と課題】

- 近年、生活習慣病の低年齢化、メタボリックシンドローム<sup>9</sup>の増加など、様々な健康問題が顕在化しています。
- 学校においては、毎年健康診断を実施しているほか、小学校の入学の前年には入学予定の小学校で就学時健診を実施しています。
- 成人向けには、総合福祉保健センターを会場とした集団方式と、各医療機関での個別方式により各種健(検)診を実施しています。
- また、基本健康診査受診者で要観察、要指導と判定された方には、結果の見方や生活の見直し、疾病の予防が図られる説明会を実施し、その後疾病予防、健康づくりのための各種健康教育、健康相談を実施しています。
- 今後は、メタボリックシンドローム対策など、新たな健康課題に対する取組を強化することが求められます。
- 外出が困難な障がい者については、訪問健康診査を実施していますが、対象者の的確な把握や制度の周知徹底により健康診査を受けられない人がないように対策を強化する必要があります。
- リハビリテーションについては、18歳以上の肢体不自由者を対象として、理学療法士による身体機能維持訓練を実施しているほか、地区社会福祉協議会が主体となって、身体に障がいを持つ人の社会参加の場として地域でリハビリ教室を開催し、外出する場づくり、交流の場としています。
- また、言語障がい者を対象に、言語機能の維持、実用的なコミュニケーション能力の向上、社会的孤立の解消を目的に言語聴覚士による集団リハビリテーションを実施しています。
- 今後も、障がい者の機能回復、自立能力の向上を目指し、多様なリハビリテーションの充実に努めていくことが求められます。

### 【施策の基本方向】

#### (1) 健康の維持と障がいの重度化・重複化予防

すべての市民の健康の維持・増進、障がい者の障がいの重度化・重複化の予防、障がいを未然に防止するため、年少期からの健康教育や各種健康診査の充実と受診率の向上に努めます。

---

<sup>9</sup> メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群のことで、ウェスト周囲径が男性 85cm 以上、女性 90cm 以上が内臓脂肪蓄積の基準値となり、加えて血中脂質、血圧、血糖の基準値のうち 2 項目以上が高値を示した状態。動脈硬化が進み、心疾患や脳血管疾患の発症率が大きく高まるため注意が必要です。

## 【施策】

### ①学校保健の充実

生活習慣病発症の低年齢化が進んでいることから、学校教育を通じた正しい生活習慣の普及徹底など、発達段階に応じた健康教育を推進するとともに、健康診断の充実を図ります。

### ②生活習慣病の予防、早期発見

生活習慣病の早期予防・発見を行うため、健康診査や各種がん検診の充実と受診率の向上に努めるとともに、結果後の相談、指導、フォローアップ体制等の充実に努め、生活習慣の改善や治療につなげていきます。また、正しい健康知識の普及のため、健康教育、健康相談の充実を図ります。

### ③訪問健康診査の充実

在宅の障がい者を対象に実施している「訪問健康診査」及び「歯科訪問健康診査」の利用者数の向上のため、対象者の的確な把握に努めるとともに、実施にあたっての支援の充実を進めます。

## (2) リハビリテーションの充実

障がい者が地域で自立した生活を送る上で必要な機能の回復や社会参加能力の向上を目指し、関係機関の連携によるリハビリテーションの充実を図ります。

## 【施策】

### ①機能訓練の充実

身体障がい者福祉センターなど関係機関、医師会等との連携のもと、障がいの種別、程度に応じたリハビリテーションの充実を図ります。

### ②仲間づくりの促進

リハビリテーションへの参加の動機付けと継続性の確保、社会参加の促進のため、リハビリテーションを通じた仲間づくりを促進します。



## 1-3 地域で障がい者を支えるしくみづくり

### 【現況と課題】

- ボランティアの養成は、社会福祉協議会などを中心に、ボランティア入門講座、ジュニアボランティア体験学習等の講座を通じて行っており、ボランティアセンターの登録者数は年々増加しています。
- しかし、ボランティアに対するニーズは年々多様化、深刻化しており、登録者数の増加にかかわらずあっせん数は減少傾向にあるため、ボランティアが地域で活動できる環境づくりや需要と供給を結びつけるコーディネート機能の強化が求められます。
- 障がい者の当事者団体や家族会については、加入者数の低迷や会員の高齢化などの問題を抱えており、窓口等における団体の紹介や活動への支援を行うほか、団体の連絡協議会の設置等についても検討する必要があります。
- 市が実施している精神障がい者教育の場としては、家族教室やデイケアソーシャルサポートクラブがあります。

表 ボランティア養成講座等の実施状況

年度	講座名	参加人数 (名)
平成11年度	ボランティア入門講座(8回)	64
	ジュニアボランティア体験学習	687
平成12年度	ジュニアボランティア体験学習	806
平成13年度	ジュニアボランティア体験学習	747
平成14年度	ジュニアボランティア体験学習	685
平成15年度	ジュニアボランティア体験学習	456
平成16年度	ジュニアボランティア体験学習	209
平成17年度	ジュニアボランティア体験学習	103

注)ジュニアボランティア体験学習の参加人数は延べ人数

資料：鎌ヶ谷市生涯学習推進センター

表 ボランティアの活動状況

年度	相談件数 (件)	斡旋件数 (件)	ボランティア センター 登録者数 (人)
平成11年	3,717	2,624	1,359
平成12年	3,293	3,046	1,328
平成13年	4,197	3,936	1,505
平成14年	3,090	2,534	1,552
平成15年	3,234	2,722	1,571
平成16年	2,866	1,871	1,582

資料：鎌ヶ谷市社会福祉協議会

### 【施策の基本方向】

#### (1) 地域支援体制の充実

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域の中で障がい者を支え、助け合うしくみづくりを進めます。

### 【施策】

#### ①地域における支えあいの促進

地区社会福祉協議会やNPO、地域のボランティア等との連携のもと、地域における障がい者の見守り体制を充実させます。

#### ②地域教育の場の充実

精神障がい者を対象とした家族教室など健康教育の場、仲間づくりの場、社会参加の場としてデイケアソーシャルサポートクラブの充実を図ります。

### (2) ボランティア活動の促進

地域において障がい者を支える人材となる、様々な能力を持ったボランティアの育成を図るとともに、ボランティアが地域において活動しやすい環境づくりを進めます。

### 【施策】

#### ①ボランティアの育成

地域福祉を支える貴重な人材であるボランティアを育成するため、あらゆる媒体を通じた意識啓発や情報提供を行います。また、きっかけづくりとなるイベントや手話、点字、要約筆記、災害ボランティアなど、多様な講座の充実に努めます。

#### ②ボランティアコーディネート機能の拡充

社会福祉協議会、ボランティアセンター、地域支えあいセンター等との連携のもと、ボランティアコーディネート機能を拡充します。

#### ③ボランティアと地域を結ぶしくみづくり

地域見守りのしくみづくりの中でボランティアが地域で積極的に関わられる場を拡充します。

### (3) 当事者団体等の支援

当事者団体・家族会については、互助、情報交換、仲間づくり等、様々な機能を持つことから、その活動に対する支援を行います。

### 【施策】

#### ①当事者団体・家族会等の支援

障がい者団体や家族会の自主的な活動を促進するため、様々な支援を行います。また、団体相互間の連携や関連する福祉団体等との連携の促進を図ります。

## 1-4 地域での生活の場の確保

### 【現況と課題】

- 一般就労が困難な障がい者や就業のための訓練が必要な障がい者が、地域の中で社会に参加しながら生活するためには、日中の活動場所が不可欠です。
- 現在市内には、通所更生施設や小規模作業所等がありますが、供給不足の状況にあります。
- 今後は活用可能な社会資源の情報を収集し、社会福祉協議会やその他関連団体、ボランティア等との連携のもと、日中の活動の場を地域の中で確保することが求められます。
- 住宅改造については、費用の助成を行っているほか、社会福祉協議会では融資制度も実施しており、今後も制度の周知徹底を図り、利用者の拡大に努めていくことが求められます。
- 障がい者が自宅以外で地域で暮らせる場については、市内にグループホームが1か所あるほか、公営住宅にもバリアフリー化されたものが3戸整備されているものの、常時満室状態にあります。
- 今後は民間事業者等との連携のもと、ケアホーム<sup>10</sup>やグループホームなどの整備を促進し、障がい者が安心して生活できる場の確保を進めることが求められます。

### 【施策の基本方向】

#### (1) 日中活動の場の充実

地域の資源やボランティア等の人材を有効に活用しながら、障がい者が地域で日中に活動できる場の増加を進めます。

#### 【施策】

##### ① 日中活動の場となる施設等の支援

社会福祉法人やNPO等との連携のもと、地域における障がい者の日中活動の場の確保を支援します。

#### (2) 住宅のバリアフリー化の促進

障がい者が地域で安全に暮らすためにはまず生活の拠点となる住宅の安全性の確保が最重要であることから、相談機能を強化し、障がい者の自宅のバリアフリー化を支援します。

<sup>10</sup> ケアホーム

地域で独立した生活を希望する知的障がい者や精神障がい者で、共同生活を営むことに支障のない人に居住の場と食事や入浴、排泄等の介助、日常生活上の援助、及び相談等を提供するもの。グループホームに比べ、重度の障がい者を対象とします(障害程度区分判定で区分2以上の者)。

### 【施策】

#### ①住宅改造の相談体制の充実

障がい者及びその介助者が自宅で安全で快適に暮らすことができるよう、作業療法士等専門職による相談体制の充実に努めます。

#### ②住宅改造費の助成や融資制度の継続

住宅改造にあたっての費用助成制度や社会福祉協議会が実施している融資制度の活用により、住宅のバリアフリー化を促進します。

### (3) 地域における住まいの場の確保

民間事業者等と連携を図りながら、地域において独立した生活を望む障がい者のための住まいの確保を目指します。

### 【施策】

#### ①ケアホーム・グループホーム整備促進

障がい者の地域における生活の場となるケアホームやグループホームについて、入居者への家賃補助や施設整備等に係る一部助成に努めます。

#### ②障がい者向けの住宅の確保策の検討

障がい者が安心して入居できる安価で優良な賃貸住宅の確保について、指定相談支援事業者によるコーディネートなど様々な手法を検討し、実現に努めます。

## 2 自己実現や社会参加がしやすい環境づくり

### 2-1 早期療育体制の充実

#### 【現況と課題】

- 妊産婦に対する支援として、すべての人が安心して子どもを生き育てることができるよう母子健康手帳交付時に妊婦や家族に対する面接・指導を行っています。さらに早期交付への呼びかけや個別指導の強化を図る必要があります。また、プレママ教室やパパママ教室を実施しており、初妊婦の約 1/3 が参加しています。妊婦一般健康診査は平成17年度には95.3%が受診しています。
- 障がいの早期発見については、各月齢において、健診や相談等により把握に努めています。また、地区健康相談では自由来所による相談を行っています。
- 今後は、自閉傾向や発達障がいの可能性のある乳幼児についても適切な相談方法を検討していくことが求められるほか、自閉傾向および発達障がいについて、親や周囲の人々に理解が得られるよう、広く一般に周知していく必要があります。
- 市が行っている発達相談については、健診事後指導として、心理発達・運動発達・言語面の発達などで心配のある乳幼児に対して、心理発達相談員、理学療法士、言語聴覚士による相談を行っています。しかし、指導対象児の増加により定員をオーバーする状況になっており、専門職の確保など、対応を図ることが求められます。
- 早期療育を行うマザーズホームでは、利用者数が近年増加傾向にあり、自閉傾向児など適切な配慮が必要な児も増えています。そのため、平成18年度からは対応するクラスを3クラスから5クラスへと増やしています。
- マザーズホームは施設も老朽化しており、立地も交通が不便なため、施設の移設も含めた抜本的な対応が必要となっています。
- 家庭療育の向上のため、個別相談や個別指導、保健師等による訪問指導等を実施していますが、今後は、パンフレット等の作成による指導内容の普及や理学・言語・心理等の専門職の確保による指導の充実に努め、家庭における療育への支援が求められます。

#### 【施策の基本方向】

##### (1) 障がいの早期発見体制の充実

可能な限り早期に、障がいの種類や程度に応じた適切な療育を行うことで、障がいの発生を防止あるいは軽減し、発達を促すことが可能であることから、各種健診等を通じた障がいの早期発見と相談体制の充実に努めます。

## 【施策】

### ①妊産婦に対する健康診査及び相談指導体制の充実

母子健康手帳交付時における面接・指導、プレママ教室、妊婦健康診査、窓口及び電話での相談、訪問指導等の充実を図り、妊娠中及び出産後の産婦・新生児の健康の維持・向上に努めます。

### ②乳幼児健診等の充実

乳幼児の発育と発達状況を確認し、疾病や障がいの予防・早期発見・早期治療のため、乳幼児を対象とした健康診査や健康相談等の充実を図るとともに、保育園・幼稚園・学校との連携を強化し、子どもの健康管理システムの構築に努めます。

### ③健康診査事後指導の充実

心理発達、運動発達などで心配のある乳幼児に対して、心理発達相談員・言語聴覚士・理学療法士による相談を実施し、親に対する支援を行います。また、必要な場合には、早期療育指導及び相談、療育指導、医療機関等へスムーズにつなげていきます。

## (2) 早期療育体制の充実

健診等の結果を受けて適切な療育を提供するため、早期療育体制の拡充に努めるとともに、乳幼児が生活時間の大半を過ごす家庭における療育の支援を図ります。

## 【施策】

### ①早期療育指導・相談、療育指導の充実

幼児療育指導室で実施している早期療育指導及び相談、マザーズホームが実施している療育指導について、専門的人材の拡充、手狭となっている施設の改善等、継続した支援が必要な乳幼児に対する療育体制の充実に努めます。

### ②家庭での療育機能の強化

家庭における療育機能を強化するため、専門的な人材の増員を図り、訪問指導による親の療育に対する意識の改善と家庭における療育方法の普及に努めます。

## 2-2 保育・教育の充実

### 【現況と課題】

- 市内の認可保育園（公立4、私立2）では、統合保育を実施しています。保護者の就労等により保育が欠けている場合で、障がい児についても集団生活が可能と判断された場合には、他の健常児と同様の基準により審査を行い、保育園に入園しています。また、希望者には入園前の体験として「親子交流保育」を実施しています。
- 保育園には理学・言語・心理等の専門職が年3回ほど巡回相談を行っており、保育士の資質の向上に努めています。しかし、障がい児を保育するための保育士は不足しており、その確保が求められます。
- 幼稚園においても保護者と園の要望により理学・言語・心理等の専門職が訪問しています。
- 就学指導については、鎌ヶ谷市心身障がい児就学指導委員会が行っていますが、事前に理学・言語・心理等の専門職が保護者の要望を聞き、教育委員会との調整を行っています。また、情報の共有化のため、「鎌ヶ谷市保育園・幼稚園・小学校等連絡協議会」を設置し、小学校入学前に、小学校の教員と児童の指導にあたっての連絡会議を行っています。
- 学校教育については、平成17年4月の発達障害者支援法の施行により、特殊教育から特別支援教育へと枠組みが大きく転換しており、本市でもLD（学習障がい）<sup>11</sup>、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）<sup>12</sup>、高機能自閉症<sup>13</sup>を対象とした特別支援教育推進指導教員の配置と特別支援教室を3小学校で設置しています。
- 今後も、障がい種別に対応したきめ細かい教育の充実を目指し、特別支援教育推進指導教員の配置と特別支援教室の全校への配置と全教職員の資質の向上を進めていくことが求められます。

---

<sup>11</sup> LD（学習障害）

Learning Disabilities あるいは Learning Disorders の略語で、日本では一般に学習障害と訳されます。全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す、様々な障害の総称。

<sup>12</sup> ADHD（注意欠陥／多動性障害）

attention-deficit hyperactivity disorder の略語で、日本では一般に注意欠陥/多動性障害と訳されます。年齢あるいは発達に不釣り合いな、注意力の障害と多動・衝動性を特徴とする行動の障害のこと。

<sup>13</sup> 高機能自閉症

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

## 【施策の基本方向】

### (1) 統合保育の推進

差別や偏見のない社会の構築を目指し、障がいのない幼児と障がいのある幼児と一緒に生活することで、活動を共有し、ともに育ち合う統合保育の推進に努めます。

#### 【施策】

#### ①統合保育の推進

障がいの有無に関わらず、すべての子ども達が健全な発達を図られるよう、保育士や看護師の資質の向上や増員、施設・設備の改善等を行い、各保育園における統合保育を推進します。

#### ②専門療育機関・医療機関との連携

保育園への入園を希望している乳幼児を対象とした体験入園や専門職による保育園への巡回相談、看護師による医療補助など、適切な保育がなされるよう、マザーズホーム等の療育機関や医療機関等との連携の強化を図ります。

### (2) 就学相談の充実

障がい児にとって最も望ましい教育が受けられるよう、児童や保護者の希望を踏まえながら適切な就学相談が行える体制づくりを進めます。

#### 【施策】

#### ①就学相談の充実

障がい児が最も望ましい教育を受けられるよう、専門職による就学相談の充実を図ります。

#### ②関係機関の連携体制の強化

障がいを持った児童にとって最も望ましい就学のあり方が選択できるよう、学校、幼稚園、保育園、療育機関等の関係組織の連携を強化し、適切な就学指導が行える体制づくりを進めます。

### (3) 学校教育の充実

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めた障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの個性に応じた、個々の能力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するのに、適切な教育を行うことを目指します。



## 【施策】

### ①個別教育支援計画に基づく教育の推進

学校、幼稚園、保育園、療育機関等との連携のもと、特別支援教育コーディネーターを中心に、各児童の特性に応じた個別教育支援計画を策定し、長期的な視点で学校卒業までを通じて一貫した教育的支援が行える体制づくりを進めます。

### ②特別支援教育の充実

特別支援教育コーディネーター養成と一般教職員に対する障がい児及び発達障がい児の理解を深めるための研修会等の充実を図るとともに、学校の施設・設備の充実に努め、また、特別支援教育の校内委員会を中心とした全校的な支援体制の構築を進めます。

### ③進路指導の充実

障がい児や発達障がい児が自らの進路に対して関心を持ち、社会的な自立ができるよう、社会生活における基礎的な態度・習慣・技能等の習得や多様な人間関係の構築などについて学習を通じた習得を目指すとともに、関係機関等との連携による職場見学・実習、学校説明会・見学会等を実施するなど、進路指導の充実を図ります。

## (4) 地域における児童の居場所の確保

障がいを持った児童・生徒が学校を離れて、地域において学校とは違う人々と触れ合う場となる児童デイサービスの支援に努めます。

## 【施策】

### ①児童デイサービスの充実

地域における障がい児の居場所づくり、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を目的とした児童デイサービスの充実を図ります。

## 2-3 働く場の拡充

### 【現況と課題】

- 障がい者の就労相談については、ハローワーク船橋（公共職業安定所）を通じて実施されていますが、一般企業への就業は障害者雇用促進法の制定等にも関わらず厳しい状況が続いています。
- 鎌ヶ谷市における障がい者の雇用率は 2.1%（教育委員会は 2.0%）で法定雇用率（行政機関 2.1%、教育委員会 2.0%）をкаろうじて上回っていますが、今後も積極的に障がい者の雇用を進めていく必要があります。
- 市内には福祉作業所である友和園のほか、通所更生施設 1 か所、小規模作業所 4 か所があります。しかし福祉的な就労については、十分とはいえない状況です。
- また、友和園については、利用者の障がいの重度化や施設の老朽化が進んでおり、バリアフリー対応ではないため、車いすの利用者の受け入れが難しいなどの問題を抱えています。
- その他の就業対策としては、職親制度<sup>14</sup>への委託助成金の交付や起業資金の融資制度（中小企業資金融資・身体障害者事業振興資金）などがあります。しかし、職親制度はこれまで職親となっていた農業等の衰退により引き受け手が減少しているほか、融資制度についても身体障害者振興資金については利用がないなど、制度の周知を図っていく必要があります。

### 【施策の基本方向】

#### （1）就労支援体制の構築

働く意欲、能力のある障がい者が職に就くことが、地域における自立した生活の基礎であることから、障がい者の就労に向けた支援体制の強化を図ります。

#### 【施策】

##### ①就労支援体制の構築

障がい者の就労を促進するため、公共職業安定所等関係機関との連携のもと、就労に関する相談や情報提供、就労支援を行う体制づくりを推進します。

#### （2）福祉的就労の場の拡充

一般就労が困難な障がい者が能力等に応じて働ける場である福祉的就労の場の確保と運営支援を行います。

<sup>14</sup> 職親制度

知的障がい者の更生援護に熱意を持っている事業経営者（職親）に、知的障がい者を一定期間預け、生活指導や技能修得訓練などを行うもの。

### 【施策】

#### ①福祉的就労の場の確保

今後も需要の増加が予想される福祉的就労の場を確保するため、福祉作業所、小規模作業所等について障害者自立支援法に基づく新たな事業体系への移行を促進するとともに、安定した運営がなされるよう、支援・指導体制の充実を進めます。

#### ②職親委託の継続

知的障がい者及び精神障がい者を住み込みや通いで雇用し、生活指導や技能習得訓練を行う職親委託制度を推進するため、職親の確保や制度のPRに努めます。

### (3) 一般就労の機会の拡充

障がい者が安定した職業を持ち、地域で自立した生活が送れるよう、行政機関や民間企業等における一般就労の機会拡充に努めます。

### 【施策】

#### ①民間企業における雇用の促進

公共職業安定所、商工会等との連携のもと、市内の事業所の理解を促し、雇用の促進を図ります。

#### ②行政による雇用機会の拡充

市職員としての障がい者の雇用を推進するとともに、市の業務の一部を障がい者団体等へ委託するなど、障がい者の雇用機会の拡充に努めます。

### (4) 障がい者の起業支援

障がい者が自ら働く場を作り出す新たな起業や、障がい者が行っている既存の事業に対する支援を行い、障がい者の働く場の確保に努めます。

### 【施策】

#### ①融資制度の周知と相談体制の確立

資金の融資制度や助成制度の周知徹底を行うほか、起業や経営安定に向けた相談の体制づくりなど、障がい者による起業の支援に努めます。

## 2-4 地域での活動機会の拡充と参加支援

### 【現況と課題】

- 身体障がい者の余暇活動や生きがいづくり活動は、これまで身体障がい者福祉センターの講座等を中心に展開されており、平成17年度は習字、絵画、手工芸、絵手紙、陶芸、短歌、俳句など29講座を開講し、のべ1,677人が参加しています。
- 知的障がい者や精神障がい者の余暇活動については、当事者団体や家族会、ボランティアグループ等が担っており、市が活動を支援しています。
- 今後は、障害者自立支援法の施行を受け、身体障がい者福祉センターは地域活動支援センターとして、三障がい共通の活動の場として活動内容を充実させることが求められます。また、自主的に活動している団体等を支援するボランティアグループの育成等も必要です。
- 各団体の活動成果の発表の場としては、毎年10月に「かまがや福祉健康フェア」と12月に「ふれあい冬まつり」を実施していますが、一般市民の参加者が少ないなどの問題点もあるため、市民への周知の徹底や一般市民が参加しやすい内容の導入などの工夫が求められます。
- スポーツについては、各種スポーツ用具等の紹介や体験、健康体操講座の開催を行っており、平成17年度は4回実施しています。
- 今後は、体育指導委員の資質の向上を図り、障がい者スポーツの普及発展に努めていくことが求められます。

### 【施策の基本方向】

#### (1) 生きがいづくり活動の推進

障がい者が生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指し、地域活動支援センター等における各種講座を充実させるなど、障がい者の生きがいづくりを支援します。

#### 【施策】

##### ①地域活動支援センターの充実

障がい者の生きがいづくりや社会参加の促進のため、地域活動支援センターが実施する事業の充実を図ります。

##### ②各種団体等が実施する活動の支援

NPOやボランティア団体が実施する障がい者のための学習活動や余暇活動を支援し、市内における活動の場の拡充に努めます。

##### ③発表機会の充実

福祉関係団体の日常活動の紹介や学習成果の発表の場の充実を図ります。

## (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

障がい者の健康の維持・増進、生きがいづくりにもつながるスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、各種講座の充実や活動の場の整備に努めます。

### 【施策】

#### ①スポーツ・レクリエーション活動の充実

障がい者の生きがいづくりや健康を維持・増進させるため、障がい者が取り組むスポーツやレクリエーション活動に対する支援の充実、障がい者が取り組める各種講座の充実、障がいのある人となない人がともに楽しめる活動機会の拡充に努めます。

#### ②スポーツ・レクリエーション環境の充実

障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、関係機関との連携のもと、指導者の育成に努めるとともに、施設のバリアフリー化などを図ります。

## (3) 地域活動への参画促進

障がいがあるから活動はできないとあきらめるのではなく、障がいがあっても活動できる環境づくりを目指し、障がい者の地域活動への参画を促進します。

### 【施策】

#### ①参加しやすい環境づくり

障がい者の自治会などの地域活動やまちづくり活動等への参加促進に向けた情報提供を行うとともに、バリアフリー化された施設の紹介や、手話通訳、ガイドヘルパー等の派遣など、参加のための環境づくりを進めます。

#### ②地域活動への参画のための意識啓発

障がい者の地域活動への参画を促進するため、様々な機会を通じて市民の意識の啓発に努めます。

### 3 安心して暮らせる環境づくり

#### 3-1 相談・情報提供活動の充実

##### 【現況と課題】

- 障がい者やその家族の相談場所については、市の障がい福祉課をはじめ、通所している施設、当事者団体、家族会等、様々な場所での相談が行われていますが、一人で悩みを抱え込んでいるケースも多く、相談できる場を広く周知していくことが求められます。また、それぞれの相談窓口は必ずしも相互に連携しているわけではないため、ネットワーク化や情報の一元化を進め、的確な相談ができる体制づくりを進めることも必要となっています。
- 障がい者への情報提供手段としては、紙媒体である「広報かまがや」「社協だより」「ぼらんていあ通信」等があるほか、市のインターネットホームページなどの電子媒体の情報提供など多様な情報提供を行っています。
- また視覚障がい者向けに、ボランティア団体との協働で「声の広報」を各号ごとに作成しています。
- 今後も障がい者をはじめすべての市民への貴重な情報提供手段である広報誌等の充実に努めるほか、インターネットホームページについても、文字の読みやすさへの配慮や音声読み上げ機能の付加など、誰もが快適に利用できるようにすることが求められます。
- コミュニケーション機器については、障害者自立支援法の施行により、貸与・給付できるものが大きく変更になっており、制度の変更について周知徹底していくことが求められます。
- 聴覚障がい者のための手話通訳については、1名を常時配置していますが、中途失聴者に対する要約筆記者については確保できていないため、早急な確保が求められます。

##### 【施策の基本方向】

#### (1) 相談体制の充実

障がい者やその家族が、悩みや問題を誰にも相談できずに抱え込んでしまうことのないよう、相談窓口について広く周知するとともに、相談体制を充実させます。

##### 【施策】

#### ①相談窓口の拡充

一人ひとりの障がい者のライフステージや生活状況に応じて適切な支援・相談が可能となるよう、様々な情報を集約・一元化するとともに、地域包括支援センター、地域支え合いセンターとの連携による相談支援体制を充実させます。

## (2) 情報提供の充実

障がい者の社会参加は、幅広く様々な情報を入手できることが前提条件となることから、あらゆる機会、あらゆる手段を活用した情報提供の充実に努めます。

### 【施策】

#### ① 広報紙等の充実

市の広報紙や「社協だより」における障がい者向けの情報の充実に努めます。

すべての市民が必要な情報を入手できるようにするため、朗読ボランティアとの協働による「声の広報」の発行への支援を継続するほか、市のホームページにおける文字の読みやすさへの配慮や音声読みあげ機能等について検討します。

#### ② コミュニケーション機器の貸与・給付

障がい者の意思伝達手段となる、ファックスやテープレコーダー、携帯用会話補助装置等の日常生活用具の貸与・給付制度の周知徹底を進めます。

#### ③ 手話通訳者の派遣の継続・要約筆記者の派遣の実施

聴覚障がい者の意志疎通を助ける手話通訳者派遣の継続や要約筆記者の派遣事業を実施する予定です。

#### ④ IT<sup>15</sup> 技術を活用した新たな情報提供手段の検討

インターネットや携帯電話など、情報通信技術を活用した新たな情報提供手段について検討し、可能なものから実現を図ります。

<sup>15</sup> | IT

Information Technology の略語で、通常、日本語では情報通信技術と訳されます。コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。

## 3-2 地域で安心して医療を受けられるしくみづくり

### 【現況と課題】

- 医療については、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携のもと、市内の医療機関で医療を提供しています。また、外出の困難な方には訪問医療や訪問看護等のサービスも提供されています。
- 新鎌ヶ谷駅前では新たな地域医療の拠点となる中核病院の整備が進んでおり、平成19年には開業の予定となっています。
- 医療給付については、育成医療、更生医療、精神障がい者通院医療、進行性筋萎縮症医療費給付、重度障がい者(児)医療費助成、特定疾患援助金などを行っていますが、障害者自立支援法の施行により、制度が大幅に変更となっていることから、周知を徹底することが求められます。

### 【施策の基本方向】

#### (1) 医療サービスの充実

障がいへの理解の欠如から適切な対応が受けられないなどの不利益を受けることがないように、身近な医療サービスの更なる充実に努めます。

#### 【施策】

##### ①地域医療体制の充実

現在、整備が進められている中核病院の整備を促進し、地域医療の拠点として、機能回復訓練や家族への介護指導、障がい者に対する歯科診療等が行える体制づくりを目指します。また、医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携により、かかりつけ医やかかりつけ薬局の普及を図るなど、様々な状況に柔軟に対応できる地域医療体制の構築を進めます。

##### ②訪問医療体制の充実

寝たきり等の状況で医療機関での診療が困難な障がい者を対象とした訪問診療や訪問看護サービスの充実を図ります。

#### (2) 医療給付の充実

医療費の負担により障がい者の生活が圧迫されることのないよう、医療費の助成制度の周知徹底に努めます。



## 【施策】

### ①自立支援医療費の給付

自立支援給付として統合された育成医療、更生医療、精神障がい通院医療について、必要な人が必要な給付を受けられるよう、周知に努めます。

### ②重度障がい者(児)医療費助成事業の継続

重度障がい者(児)の医療費への助成について、県の制度に基づき実施します。

### ③特定疾患援助金の継続

特定疾患の治療を受けている方の保護者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、援助金の支給を継続して実施します。

### ④精神障がい者医療費助成の継続

精神障がいのために入院している方、またはその保護者に対して、医療費の一部を助成することで、経済的負担を軽減します。

### 3-3 障がい者の権利擁護の推進

#### 【現況と課題】

- 認知症の高齢者が悪徳訪問販売業者に騙される事件が全国的に多発するなど、障がい者が犯罪等に巻き込まれる可能性は近年高まっています。
- 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分となった方に代わり、家庭裁判所が選任した後見人等が財産管理等を行うことで、こうした犯罪から障がい者等を守る、成年後見制度が平成12年4月からスタートしましたが、手続きが煩雑なこともあり、あまり利用されていないのが現状です。
- また、社会福祉協議会では、成年後見制度よりも手続きの簡便な地域福祉権利擁護事業を実施しており、今後はこれらの制度の周知に努め、障がい者の権利を擁護することが求められます。

#### 【施策の基本方向】

##### (1) 成年後見制度等の活用

知的障がいや判断力の低下した障がい者の権利を擁護し、犯罪等に巻き込まれることを未然に予防するため、成年後見制度等の活用を促進します。

#### 【施策】

##### ①成年後見制度の活用

関係機関等との連携のもと、判断能力の不十分な障がい者に対する成年後見制度の周知に努めます。

##### ②地域福祉権利擁護事業の活用の推進

社会福祉協議会、地域後見支援センター等との連携のもと、成年後見制度よりも簡便な権利擁護の制度である地域福祉権利擁護事業の周知に努めます。

### 3-4 地域の安全と安心の確保

#### 【現況と課題】

- 防犯については、障がい者向けに特化した対策はとっていませんが、防犯に関する講演会や講座を実施しているほか、様々な悪質商法に関する周知・対応等の啓蒙、消費生活苦情相談の実施、事業者と消費者間の取引や商品に関する苦情処理のあっせん等も行っています。
- また、IT機器を活用した「安心eメール」をあらかじめ登録いただいた市民の携帯電話もしくはパソコン宛に配信しており、防犯や防災情報を市民に提供しています。
- 防災については、自主防災組織等における防災訓練の時に、指導や講演を行うなど、地域防災力の向上に努めています。
- その他、平成6年度から救命講習を行ってきましたが、平成18年度からは毎月第3土曜日に公募による救急救命講習を実施しています。また自治会等の申し込みによる講習会も随時実施しています。
- 障がい者に対する防災の取組については、平成11年からは障がい者住宅等に防火訪問をし、防火上の改善を助言していましたが、個人情報保護法の制定等でプライバシー保護の意識が高まったこともあり、防火訪問等の訪問活動は控えています。
- 障がい者アンケート調査結果では「ひとりでは避難できない」人が42.5%、その内の約20%が「一緒に避難してくれる人がいない」と回答しており、災害時の要援護者の避難体制の構築が不可欠となっていますが、プライバシー保護等の問題から現状としては未対応となっています。
- 今後は、自主防災組織等との連携のもと、実態把握に努め、マニュアル化することでいざというときに適切な対応ができるよう準備することが求められます。
- 防火・防災教育については、春・秋の全国火災予防運動、まなびい大学あんしん学部における各種講座や消防教室、防災訓練等を実施しています。今後は、講座等における手話通訳の導入や、防災訓練への障がい者の参加促進等により、防火・防災意識の向上を図ることが求められます。

#### 【施策の基本方向】

##### (1) 地域防犯体制の推進

犯罪弱者である障がい者が犯罪に巻き込まれることのないよう、地域の防犯体制の強化を図ります。

## 【施策】

### ①地域防犯体制の強化

地域の見守り体制の強化を図りながら、関係機関との連携のもと、各種講座や「安心eメール」の配信などによる防犯に関する知識の普及に努めます。また、成年後見制度等の普及や相談体制を充実し、障がい者が犯罪に巻き込まれることのないよう予防に努めます。

## (2) 地域防災体制の推進

近年多発する大規模災害時において、要援護者である障がい者が安全に避難できるよう、地域の防災体制の強化と災害時における、より具体的な要援護者避難マニュアルの作成を図ります。

## 【施策】

### ①地域防災体制の強化

消防や自主防災組織・地区社会福祉協議会・自治会などとの連携のもと、避難訓練等を通じた地域防災体制の強化に努めます。

### ②災害時における情報伝達体制の確立

災害時に障がい者を含めた要援護者へ確実に情報を伝達するため、関係機関・組織、庁内関連部局との連携のもと、電子メール、ファックスの同報通信を利用したネットワークの導入など、体制の確立を推進します。

### ③要援護者救助・避難体制の確立

関係機関・組織、庁内関連部局との連携のもと、災害時における障がい者を含めた要援護者の安否の確認、救助、避難等について検討し、マニュアル化を図ります。

## (3) 防災・防火意識の向上

災害や火災などに関する訓練体験や知識の普及を図ることで、障がい者の防災・防火意識の向上に努めます。

## 【施策】

### ①防災・防火教育の推進

防災訓練への障がい者や関係団体の参加を促進するとともに、まなびい大学あんしん学部の講座や防災教室等を通じた防災意識の高揚を図ります。

## 4 共生社会のための基盤づくり

### 4-1 市民の啓発・ふれあい事業の推進

#### 【現況と課題】

- 差別のない明るい社会の構築のためには、障がいに対する市民の理解を深め、意識を啓発していくことが必要といえます。
- 意識啓発としては、障がい者週間を中心として、広報誌や市のホームページに啓発記事を掲載しているほか、障がいに関する各種講演会、車いす体験やアイマスク体験などの「まなびい大学」の講師派遣事業を通じた意識啓発を行っており、平成17年度はアイマスク体験にのべ152名、車イス体験にのべ204名が参加しています。
- 障がい者との交流活動については、すべての中学校が3日間、3つの小学校で1日の社会体験活動を実施しており、この中で障がい者との交流活動が行われています。
- また障がい者と一般市民との交流については、福祉健康フェア等のイベントにおける交流等はあるものの、一般市民との交流機会はまだ少ないため、今後は交流機会の拡充等に努め、障がい者とふれあい、理解する場を創出することが求められます。

表 「まなびい大学」の講師派遣事業の実施状況

年度	メニュー名	件数 (件)	参加人数 (名)
平成11年	体に障害が起きた時の生活の工夫	1	33
平成12年	体に障害が起きた時の生活の工夫	10	402
平成13年	アイマスク体験	1	27
	車イス体験	1	27
平成14年	車イス体験	2	26
	体に障害が起きたときの生活の工夫	4	70
平成15年	アイマスク体験	2	43
	車イス体験	2	33
	片マヒ体験	1	15
平成16年	アイマスク体験	3	354
	車イス体験	2	208

資料：鎌ヶ谷市生涯学習推進センター

#### 【施策の基本方向】

##### (1) 広報活動の充実

障がいに対する理解を深め、障がい者に対する差別を根絶するため、あらゆる機会、あらゆる媒体を活用した意識啓発活動を展開します。

### 【施策】

#### ①多様な広報媒体の活用

障がい者に対する正しい知識の普及と理解が進むよう、「広報かまがや」や「社協だより」、「ぼらんていあ通信」の広報紙や市などのホームページ等、様々な媒体を活用した意識啓発を図ります。

#### ②啓発キャンペーンの充実

社会福祉協議会等との連携のもと、「かまがや福祉健康フェア」等の啓発と交流のためのイベントを実施するほか、学校や職場における重点的な意識啓発活動の実施を図ります。

### (2) 学校教育における意識啓発・交流活動の推進

障がい者と共に暮らし、助け合うことが普通のことであると感じられる市民の育成を目指し、学校教育における意識啓発や交流活動を推進します。

### 【施策】

#### ①福祉教育の推進

社会福祉協議会等との連携のもと、総合的な学習における体験学習などの機会を活用した障がい者福祉施設の見学やボランティア体験を実施するなど、障がい者への理解を深める福祉教育を推進します。

#### ②交流機会の推進

特別支援学級、特別支援教育諸学校の同世代の障がい児との交流を通じた障がいに対する正しい知識と理解を深める機会の実現を図ります。

### (3) 地域における意識啓発・交流機会の拡充

障がい者との交流機会の少ない一般市民が、実際に障がい者とふれあう場や障がいについて理解する場を地域において創出するよう努めます。

## 【施策】

### ①意識啓発活動の推進

各種講演会や「まなびい大学」の講師派遣事業における障がい者関連メニューの充実を図るとともに、生涯学習や生涯スポーツの講座への障がい者の参加を促すなど、地域における交流機会の拡充を図ります。

### ②交流イベントの充実

「かがや福祉健康フェア」の交流イベントや市民提案による協働事業など、障がいのある人とない人との実質的な交流ができる場の充実に努めます。

## 4-2 障がい者が暮らしやすいまちづくりの推進

### 【現況と課題】

- 障がい者の外出の際の交通手段は徒歩が 47.6%、鉄道・バスなどの公共交通機関が 40.9%と高く、道路空間や公共交通機関のバリアフリー化は障がい者の社会参加にとって不可欠な要素といえます。
- 道路空間については、幹線道路を中心に歩道設置や交差点の改良を実施しており、交差点改良部分については歩道の設置を実施しています。
- 公共交通機関については、鉄道駅及びその周辺地域について重点的なバリアフリー化を進めており、平成18年11月にはバリアフリー基本構想策定協議会が設置されています。
- また、鉄道駅周辺では週2回、放置自転車の撤去業務を実施し、歩道における通行の安全性の確保に努めています。
- 市内を循環するコミュニティバス「ききょう号」については、低床型で車椅子の乗車が可能なリフト付のバス車両を導入しています。また平成18年度以降、運行の再編にあたって補助ステップ付で車椅子の乗車が可能なリフト付の小型車両を1台導入していますが、地形条件等から超低床型のノンステップバスの導入は難しい面があり、今後対応可能な地域を見極め、導入を検討することが求められます。
- 公共施設のバリアフリー化については、平成17年度に市庁舎の基本設計、実施設計を行ったのをはじめ、順次実施していく予定ですが、予算の制約もあるほか、施設の老朽化などにより事業効果に疑問があるものなどもあり、建物の状況を勘案しながら総合的に事業実施を判断することが必要となっています。
- 民間施設のバリアフリー化については、建築計画の事前相談等の際に「千葉県福祉のまちづくり条例」について情報提供等を行っていますが、条例手続きについては県の事務であることもあり、条例が遵守されているかの確認も取りにくい状況となっています。

### 【施策の基本方向】

#### (1) 道路等のバリアフリー化の推進

障がい者が日常生活の中で気軽に外出ができるよう、道路空間のバリアフリー化を推進するとともに、道路管理の徹底に努めます。



### 【施策】

#### ①歩道の整備

障がい者が安全に通行できるよう、幹線道路や交通量の多い生活道路を中心として段差のない歩道の設置や点字ブロックの設置を推進します。

#### ②音声信号機システムの検討

交差点において視覚障がい者が安全に道路を横断できるよう、音声信号機システムの設置について検討します。

#### ③路上障害物の除去の促進

歩道上にはみ出して設置している看板や放置自転車などの路上障害物の除去や商品陳列等の撤去に努めるとともに、商店街組織等との連携のもと、路上への商品陳列の自粛を促します。

### (2) 公共交通機関におけるバリアフリー化推進

障がい者の主要な利用交通手段である鉄道やバスの利用利便を高めるため、駅やバスへの乗車環境の向上に努めます。

### 【施策】

#### ①鉄道駅等のバリアフリー化の促進

バリアフリー法に基づき、まだバリアフリー対策が行われていない鉄道駅及びその周辺地域におけるバリアフリー化を促進します。

#### ②市内循環バスの利便性の向上

コミュニティバス「ききょう号」の車両入れ換えに伴う超低床バスの導入について検討するほか、利用者の利便性向上のための運行経路や運行ダイヤ等の見直しを適宜実施します。

### (3) 公共施設のバリアフリー化の推進

障がい者の社会参加を促進するため、利用頻度の高い公共施設のバリアフリー化を推進します。

### 【施策】

#### ①公共施設のバリアフリー化の推進

「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者の利用の多い行政施設や福祉施設、文化施設、スポーツ施設などの公共施設から、順次バリアフリー化を推進していきます。

新たな公共施設整備にあたってはすべての人が使いやすいユニバーサルデザインに基づいたものとします。

#### (4) 民間施設のバリアフリー化の推進

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、公共施設以外の公益性の高い施設についてもバリアフリー化されていることが望ましいことから、「千葉県福祉のまちづくり条例」に関する啓発や情報提供を行います。

### 【施策】

#### ①商業・サービス業施設等のバリアフリー化の促進

障がい者が日常的に利用する商業施設や金融機関をはじめとするサービス業施設について、バリアフリー化がなされるよう、啓発を図ります。

## VI 重点施策

本計画の将来目標達成のため、以下の4つを重点施策と位置づけ、積極的な施策展開を行います。

### 1. 地域での自立した生活を支えるしくみづくり

平成18年4月（一部は平成18年10月）に「障害者自立支援法」が施行され、サービス利用にあたっての手續、利用できるサービス、サービス利用に伴う負担等、これまでの支援費制度とは大きく様変わりしています。

また、新たに精神障がいのある人も対象となって、身体・知的・精神の三障がいを包括する施策の更なる充実が求められており、さらに施設から地域生活への移行が目指されていることから、地域での生活を支えるためのサービス需要は大幅に増加することが予想されます。

そのため、利用者一人ひとりのライフスタイルに見合った必要なサービスが提供できるよう指定事業者や関係機関等との連携のもと、利用者への相談支援体制を充実させるとともに、地域の取組と協働する支援体制の確立を目指します。

### 2. 就労支援のしくみづくり

障がい者が真に自立した生活を送るためには、仕事を持ち、安定した収入を確保することが前提となり、こうした職業生活を基盤として社会参加も広がっていくものと考えられます。

「障害者自立支援法」でも新たに就労支援事業が位置づけられ、障がい者の就労対策が強化されたことが大きな特徴となっています。

そのため、公共職業安定所をはじめとする行政や学校、障がい福祉施設、民間事業者の連携により、就労情報の提供や就労に関する相談・支援のしくみづくりを進めます。

### 3. 災害時等における障がい者救助・避難体制の構築

近年、大規模災害が多発し、障がい者を含めた要援護者の救助や避難のためのしくみづくりが全国的に大きな問題となっています。

本市においても、災害時救援支援情報システムの整備や要援護者救助・避難マニュアルの策定など要援護者の居場所の特定や救助者の設定、安全な避難経路の確保、避難場所における支援のあり方等を含めた総合的な救助・避難体制づくりが求められています。

そのため、消防・社会福祉協議会・自治会・自主防災組織等との連携のもと、体制づくりに向けた検討会を設置し、障がい者の意見も聞きながら問題点をひとつひとつ洗い出し、実効性のあるマニュアル策定を推進します。

#### 4. 市民の意識啓発

障がい者が地域で生活することが当たり前の社会、障がいのある人とない人がともに支えあいながら暮らす共生社会を実現するためには、市民の認識を深め、意識を変革していくことが不可欠です。

意識啓発については、これまでも障がい者週間におけるイベント開催や「かがや福祉健康フェア」の実施、広報を通じた啓発記事の掲載など、様々な取組を行っていますが、まだまだ十分とは言えない状況にあります。

障がい者について理解するためには、知識も重要ですが、それ以上に交流を通じた体験がより効果的であることから、学校教育におけるボランティア体験や交流活動を推進するとともに、社会に出た大人達が障がい者と交流する機会の拡充を目指し、生涯学習の場や地域の自治活動における障がい者の参加促進や、様々な機会を捉えた交流の場の創出など、日常的に障がいのある人とない人がふれあう機会の拡充を進めます。

## Ⅶ サービス提供体制（障がい福祉計画）

### 1 趣 旨

障害者自立支援法第 88 条に基づき、国の定める基本方針に則って、本市における平成 23 年度のサービス提供の目標値を設定し、その目標値を達成するための平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度における障がい福祉サービス等の必要量の見込みと確保のための方策を定めます（第一期障がい福祉計画）。

国の指針では、整備目標として①平成 23 年度末までに現在の施設入所者の 1 割以上が地域生活に移行すること、②受入条件が整えば退院可能な精神障がい者が平成 24 年度までには退院できること、③平成 23 年度に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の 4 倍以上にすること、を基本に地域の実状に応じて目標を設定することとされています。

本市では、国や県の指針に基づきながら、市の実状に合わせて目標値を設定しました。

### 2 平成 23 年度の目標値の設定

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
現在の施設入所者数	58人	平成 17 年 10 月 1 日の数値です。
【目標値】 地域生活移行者数	6人 10%	平成 23 年度末までの移行者数の目標値です。

#### (2) 入院中の退院可能精神障がい者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
現在	30人	現在の退院可能精神障がい者数です。 (県指針の数値を使用)
【目標値】 減少数	30人	平成 23 年度末までの減少数です。

#### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数 値	備 考
現在の年間一般就労移行者数	2人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数です。
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	4人 2倍	平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する者の数です。(就労施設・民間事業所等の実状を勘案し 2 倍としています。)

現在の福祉施設利用者数	71人	平成 17 年度において福祉施設を利用している者の数です。
【目標値】 目標年度末の就労移行支援事業利用者数	21人 30%	平成 17 年度における福祉施設利用者のうち平成 23 年度末までに就労移行支援事業を利用する者の推計値です。
【目標値】 目標年度末の就労継続支援事業利用者数	31人	平成 23 年度末における福祉施設利用者のうち就労継続支援事業を利用している者の数です。
【目標値】 就労継続支援A型利用者数	9人 29%	平成 23 年度における就労継続支援事業利用者のうちA型(雇用型)を利用している者の数です。

### 3 各年度における指定障がい福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策

#### (1) 訪問系サービス

##### ア 必要な量の見込み

単位：/月

区分	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
居宅介護 重度訪問介護	600	720	840	1200	時間分
行動援護 重度障がい者等包括支援	50	60	70	100	実人

##### イ 見込量確保のための方策

支援費制度の開始以降、利用者数が増加しており、新規サービスの利用者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行などにより今後も増加することが見込まれるため、新しいサービス体系のもとでの事業者等を含めた提供体制の整備状況の把握に努め、適切なサービス量を確保します。

#### (2) 日中活動系サービス

##### ア 必要な量の見込み

単位：/月

区分	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
生活介護	456	1064	1368	2250	延人日
	15	35	45	74	実人
自立訓練(機能訓練)	0	44	66	66	延人日
	0	2	3	3	実人
自立訓練(生活訓練)	22	44	88	198	延人日
	1	2	4	9	実人
就労移行支援	66	176	176	176	延人日
	3	8	8	8	実人

就労継続支援（A型） （雇用型）	0	22	44	198	延人日
	0	1	2	9	実人
就労継続支援（B型） （非雇用型）	22	88	154	484	延人日
	1	4	7	22	実人
療養介護	30	30	30	210	延人日
	1	1	1	7	実人
児童デイサービス	240	264	288	360	延人日
	20	22	24	30	実人
短期入所	80	96	112	160	延人日
	10	12	14	20	実人

イ 見込量確保のための方策

日中活動系サービスについては、利用者の意向や状況に応じた多様なサービス提供が求められます。また、障害者自立支援法による新しいサービスであるため、サービス提供事業者は平成23年度末までに順次移行することとなっていますので、新体系による円滑なサービス提供が行われるよう、事業者の移行への働きかけ、関係機関との連携、情報の共有化を行い、サービス需要の動向の把握に努めます。

また、提供事業者との連携や事業委託を含めた支援体制の充実を検討していきます。

(3) 居住系サービス

ア 必要な量の見込み

単位：/月

区分	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
施設入所支援	6	30	39	64	実人
共同生活介護 共同生活援助	10	13	13	31	実人

イ 見込量確保のための方策

居住系サービスについては、地域生活への移行状況を把握し、グループホーム、ケアホームへの支援体制の整備を図っていきます。また、地域の理解が深まるよう地域支援体制の充実に努めます。

(4) 相談支援

ア 必要な量の見込み

単位：/月

区分	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
指定相談支援	22	24	27	35	実人

イ 見込量確保のための方策

心身の状況やおかれている環境、本人の意向、その他の事情などを考慮した適切なサービス利用計画が作成されるよう、専門職を擁した相談支援事業者や関係機関等との連携を進めます。

## 4 地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、市が障がい者の地域における自立を支援するため、地域の実状を勘案して提供する事業です。

### (1) 相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、関係機関との連絡調整や障がい者の権利擁護のための必要な相談を行います。

#### ア 必要な量の見込み

単位：/年

区分	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
相談支援事業					
障がい者相談支援事業	2	4	4	4	箇所
地域自立支援協議会	0	1	1	1	箇所
市町村相談支援機能強化事業	2	4	4	4	箇所
住宅入居等支援事業	0	0	1	1	箇所
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	箇所

#### イ 見込量確保のための方策

相談窓口として公的機関の利用割合は高く、今後も公的窓口が中心となるとともに、民間相談支援事業者や関係機関との連携を強化していきます。また、連携のシステムづくりに関して中核となる地域自立支援協議会を設置します。

### (2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者等の派遣を行います。

#### ア 必要な量の見込み

単位：/年

区分	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
コミュニケーション支援事業	30	36	38	44	実人

#### イ 見込量確保のための方策

設置・派遣手話通訳者の体制を充実するとともに、要約筆記者の確保と派遣体制を確立します。

### (3) 日常生活用具給付等事業

在宅の障がい者の日常生活を支援するため、日常生活用具の給付等を行います。

#### ア 必要な量の見込み

単位：/年

区分	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	2	2	2	3	件数
自立生活支援用具	14	15	16	19	件数
在宅療養等支援用具	17	18	19	22	件数



情報・意思疎通支援用具	29	30	32	37	件数
排泄管理支援用具	1332	1404	1476	1704	件数
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	3	3	3	4	件数

イ 見込量確保のための方策

サービスを必要としている障がい者へ適切に供給できるよう、PRの充実に努めます。

(4)移動支援事業

屋外での移動が困難な方に、自立生活および社会参加を促すことを目的として、外出する際の移動の支援を行います。

ア 必要な量の見込み

単位：/年

区分	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
移動支援事業	694	731	767	822	時間
	38	40	42	45	実人

イ 見込量確保のための方策

事業の周知に努めるとともに、研修等によりサービス提供体制の充実に努めます。

(5)地域活動支援センター事業

創作的活動や生産的活動の機会の提供、社会との交流を促進させるための事業を行います。

ア 必要な量の見込み

単位：/年

区分	18年度	19年度	20年度	23年度	単位
地域活動支援センター					
基礎的事業	1	1	2	3	箇所
機能強化事業	1	1	2	3	箇所

イ 見込量確保のための方策

障害者自立支援法に基づく新しい事業であり、従来の作業所等が地域活動支援センターへ円滑に移行することが前提となるため、移行への働きかけを行います。

(6)その他の事業

訪問入浴サービスや職親委託事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業などを行います。

## 5 計画の期間及び見直しの時期

平成23年度を目標に平成18年度から平成20年度までを第一期計画として定め、必要な見直しを行ったうえで平成21年度から平成23年度までを第二期計画として定めます。

## 6 計画の達成状況の点検及び評価

各年度においてサービス見込量等の達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて所要の対策を講じます。

## **Ⅷ 計画推進のために**

---

計画の円滑な推進のための取組を以下に示します。

### **1 人材の育成・確保**

障がい者の増加や障がいの重度化等に対応するため、研修機会の拡充等による職員の資質の向上を図るとともに、計画推進に必要な専門的な人材の計画的な育成及び確保と適切な配置に努めます。

### **2 庁内体制の確立**

障がい者施策は様々な行政部門がかかわるものであることから、組織横断的な計画推進会議を設置し、日常的な連絡調整を図るとともに、年度毎の計画の点検・評価を実施し、必要に応じて計画を見直す体制を確立します。

### **3 広域的な連携**

教育、保健、福祉、医療、雇用・就業、人材育成等の分野については県や周辺市町村との連携が不可欠なことから、緊密な連携を保ちながら計画の円滑な推進に努めます。

# 資料編



## 資料編

### 1 策定体制及び策定経過

#### (1) 策定委員名簿

	氏 名	所 属	役職等
1	さめしま わたる 鮫島 亘	鎌ヶ谷市身体障がい者福祉会	会長
2	いけだ けいこ 池田 ケイ子	鎌ヶ谷市手をつなぐ親の会	会長
3	こやま みちこ 小山 美知子	心の健康をささえあうききょうの会	会計
4	あきざわ しんいち 秋澤 進一	鎌ヶ谷市聴覚障がい者福祉会	副会長
5	とくだ くによす 徳田 訓康	鎌ヶ谷市社会福祉協議会	副会長
6	たにじり ちずこ 谷尻 ちず子	鎌ヶ谷市ボランティア連絡協議会	副会長
7	やまもと さちこ 山本 幸子	鎌ヶ谷市民生委員児童委員協議会	地区会長
◎ 8	くどう いくし 工藤 育史	社会福祉法人南台五光福祉協会もくせい園	施設長
9	さとう ふみひろ 佐藤 文啓	習志野健康福祉センター	副技監
10	いまい のぶひろ 今井 之洋	千葉県立松戸養護学校	教務主任
11	おかだ てつや 岡田 哲也	千葉県立松戸つくし養護学校	教頭
12	にしざわ えみこ 西澤 恵美子	鎌ヶ谷市立西部小学校	教諭
13	かたおか しげき 片岡 茂樹	千葉県立我孫子高等技術専門校	校長
○ 14	ひぐち みさこ 樋口 美佐子	秋草学園短期大学	教授
15	ふじもと いさお 藤本 勲	公募委員	

16	しいはら さとこ 椎原 里子	公募委員	
----	-------------------	------	--

◎は委員長、○は副委員長

## (2) 鎌ヶ谷市障がい者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画を含む。以下「障がい者計画」という。）を策定するため、鎌ヶ谷市障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障がい者計画の見直し及び策定に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体から推薦された者
- (2) 福祉関係団体から推薦された者
- (3) 保健医療関係団体から推薦された者
- (4) 関係行政機関から推薦された者
- (5) 学識経験者
- (6) 公募による者
- (7) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

### (3) 策定経過

#### ●平成17年

10月14日 障がい者計画改訂の基本方針策定

#### ●平成18年

2月1日～3月31日 障がい者アンケート調査・回収

6月1日～6月23日 公募委員募集・選考

7月11日 第1回策定委員会開催

○委嘱状交付

○正副委員長選任

○計画策定概要説明

8月10日～9月15日 関係各課施策調査及びヒアリング

8月31日～9月25日 障がい者関係団体調査

9月26日 第2回策定委員会

○現行計画の進捗状況及び主要課題について

11月7日 第3回策定委員会

○主要課題について

○基本的な視点、施策の方向性について

12月19日 第4回策定委員会

○施策体系について

○重点課題について

#### ●平成19年

1月18日～2月17日 計画素案パブリックコメント

2月6日～ 千葉県意見照会

2月23日 第5回策定委員会

○計画素案パブリックコメント結果について

○障がい者計画本案について

3月29日 第6回策定委員会




○障がい者計画策定結果について



## 2 シンボルマーク

シンボルマークは、障がいについてわかりやすく表示することにより、まわりの人が障がいのある方に配慮したり、障がいに配慮した施設であることを表すことを目的とします。

シンボルマーク	内 容
	<p>障がい者が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。このマークは、すべての障がい者を対象としたもので、車いす使用者だけを限定するものではありません。</p> <p>(財団法人 日本障害者リハビリテーション協会)</p>
	<p>このマークは、世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBU によれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」としています。横断歩道の歩行者用ボタンでこのマークが使われ、視覚障がい者が安全に渡れるように信号時間が長めに調整されています。</p> <p>(世界盲人連合)</p>
	<p>このマークは、世界ろう連盟（WFD）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。定期刊行物やポスターで使用されたり、聴覚障がいの方が通訳やその他のサービスを受けられる場所でも使用されています。</p> <p>(世界ろう連盟)</p>
	<p>聴覚障がいの方であることを表す国内で使用されているマークです。聴覚障がいは、障がいそのものが分かりにくいいため誤解されたり不利益や危険にさらされるなど、社会生活で不安が多くあります。このマークのカードやシールがあり、これを診察券・通帳・保険証などに貼ることで聴覚障がいであることを理解してもらえます。</p> <p>(社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)</p>
	<p>このマークは、心臓疾患などの内部障がいがあることを示すシンボルマークです。内部疾患や障がいが外見からは分からないため、社会に十分に理解されずに苦しんでいる人がいます。そのような方たちの存在を視覚的に示し、電車の席を譲ったり近くでの携帯電話の使用を控えたり、広く協力を呼びかけています。</p> <p>(内部障害者・内部患者の暮らしについて考えるハートプラスの会)</p>

	<p>このマークは、オストメイト（人口肛門、人口膀胱を使用している方）を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すためトイレの入り口に表示するものです。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排せつ物の処理、腹部の人工肛門周辺や装具の洗浄などができる設備のあるトイレです。</p> <p>（社団法人 日本オストミー協会）</p>
	<p>このマークは、補助犬の普及を啓発するために、補助犬を受け入れる施設や店などの入り口などに貼るものです。補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬・介助犬・聴導犬」の3種類を指します。一般のペットとは異なり、補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。</p> <p>（厚生労働省 社会・援護局）</p>
	<p>このマークは、肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている運転者が運転する場合に表示します。その障がいがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。このマークを貼った車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。</p> <p>（各警察署 交通安全協会）</p>



共に生き 共にひらく 福祉のまちづくり

## 鎌ヶ谷市障がい者計画

発行日 平成19年3月

発行 鎌ヶ谷市

編集 鎌ヶ谷市保健福祉部障がい福祉課

〒273-0195

鎌ヶ谷市初富 928-744

電話 047-445-1141 (代表)